

2 前項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第三節 連帶納稅義務

第十条 地方団体の徴収金の連帯納

は、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条までの規定を準用する。

3 事業の法律上の経営者が單なる名義人であつて、当該經營者の親族その他当該經營者と特殊の關係のある個人で政令で定めるもの(以下本項において「親族等」といふ)が事實上当該事業を經營していると認められる場合においては、前項の規定の適用については、当該經營者と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

(第二次納稅義務の通則) 第四節 第二次納稅義務

第四節 第二次納稅義務

北山の草人

徴収金を前項の納付又は納入の期限までに完納しないときは、地方団体の長は、第十三条の二の規定により繰上徴収をする場合を除き、その期限後二十日以内に納付又は納入の催告書を発して督促し

3 第二次納稅義務者の財産の換価
は、第一項の納稅者又は特別徵收
義務者の財產を換価に付した後
なければ、することができない。

4 第二次納稅義務者が第一項の告
知、第二項の督促又はこれらに係
る地方團体の徵收金に關する滯納
処分につき異議の申立をし、又は
出訴したときは、その異議の申立
又は訴の係属する間は、その財產
の換価をすることができない。

3 第二次納稅義務者の財産の換価
は、第一項の納稅者又は特別徵收
義務者の財產を換価に付した後
なければ、することができない。

4 第二次納稅義務者が第一項の告
知、第二項の督促又はこれらに係
る地方團体の徵收金に關する滯納
処分につき異議の申立をし、又は
出訴したときは、その異議の申立
又は訴の係属する間は、その財產
の換価をすることができない。

5 次条から第十一條の八まで並びに第十二條の二第二項及び第三項の規定は、第一次納稅義務者から第一項の納稅者又は特別徵取義務者に対してする求償權の行使を妨げない。

(無限責任社員の第二次納税義務)
第十一條の二 合名会社又は合資会社
社が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき

(同族会社の第一次納税義務)
第十二条の四 滞納者がその者を判

二、当該株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限

方団体の徴収金、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割で

定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二第一項に規定する会社に該当する会社（以下本章において「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があるり、かつ、その者の財産（当該会社の株式又は出資を除く。）につき

二 当該株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。
前項の同族会社の株式又は出資の額は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

方団体の徵収金、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割で法人税法第七条の三の規定によつて課された法人税の課税に基いて課されたものに係る地方団体の徵収金又はこの法律の第七十七条の二の規定により課された事業税に係る地方団体の徵収金、その所得税、法人税又は事業税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる

滞納処分をしてもなお徴収すべき
地方団体の徴収金に不足すると認

3 第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第十一項の納付又は納入の通知書を発する時の

現況による。

二 所得税法第六十七条の規定による計算がなされた所得に基いて課された市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金(これとあわせて課する道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金を含む。)若しくは個人の事業税に係る地方団体の徴収金、法人税法第三十三条の三の規定による計算がなされた所得に基いて課された道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金若しくは法人の事業税に係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十二条の四十三の規定により課された法人の事業税に係る地方団体の徴収金これららの規定により否認された計算の基礎となつた行為を含む。)につき利益を受けたものとされる者

一、納稅者又は特別徵收義務者が個人である場合、その者と生計を一にする配偶者その他の親族で納稅者又は特別徵收義務者の經營する事業から所得を受けているもの

二、納稅者又は特別徵收義務者がその事実があつた時の現況において同族会社である場合、その判定の基礎となつた株主又は社員

(事業を譲り受けた特殊關係者の第二次納稅義務)

第十一條の七 納稅者又は特別徵收義務者がその親族その他納稅者又は特別徵收義務者と特殊の關係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの(以下次条において「親族その他の特殊關係」という。)に該當する場合において、納稅者又は特別徵收義務者の當該事業に係る地方團体の徵收金につき滞納割分をしてなおその徵收すべき額に不足する認められるときは、その譲受人は、譲受財産(取得財産を含む。)を限度として、當該滯納に係る地方團体の徵收金の第二次納稅義務を負う。ただし、その譲渡が當該滯納に係る地方團体の徵收金につき滯納処分をしてもな
る場合は、この限りでない。

(無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納稅義務)

第十一條の八 滯納者の地方團体の

おその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足するとの認められることとが、当該地方団体の徴収金の法定納期限の一年前の日以後に滞納者がその財産につき行つた、政令で定める無償又は著しく低い額の対価による利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者にされた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これた利益の限度）において、当該らの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

2 しかしは納入すべき地方団体の徴収金（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時ににおける人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算して得た額の地方団体の徴収金）を納付し、又は納入する義務を負う。

3 人格のない社団等が地方団体の徴収金を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつてゐるため、当該第三者に法律上帰属するとみられる財産を除く。）につき滞納処分をしてなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

体の徴収金（滞納額分費を除く）を徴収しようとするときは、これらの者に對し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

二 不動産売買の先取特権

三 借地法（大正十年法律第四十九号）第十三条、羅災都市借地
借家臨時処理法（昭和二十一年
法律第十三号）第八条又は接收
不動産に関する借地借家臨時處
理法（昭和三十一年法律第百三
十八号）第七条に規定する先取
特権

四 登記をした一般の先取特権
(留置権の優先)

第十四条の十五 留置権が納税者又
は特別徴収義務者の財産上にある
場合において、その財産を滞納處
分により換価したときは、その地
方団体の徴収金は、その換価代金
につき、その留置権により担保さ
れていた債権に次いで徴収する。
この場合において、その債権は、
質権、抵当権又は先取特権により
担保される債権に先だって配当す
るものとする。

2 前項の規定は、その留置権者
が、滞納処分の手続において、そ
の行政機関等に対し、その留置権
がある事実を証明した場合に限り
適用する。

(担保権付財産が譲渡された場合
の地方税の徴収)

第十四条の十六 納税者又は特別徴
収義務者が他に地方団体の徴収

金に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその地方団体の徴収金の法定納期限等後に奏記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者が特別徴取義務者の財産につき譲り受けた者としての徴収金に不足すると認められるときに限り、その地方団体の徴収金は、その質権者又は抵当権者からこれらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続においてその質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をとえることができる。

3 一 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二 前号の財産を納税者又は特別徴取義務者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の地方団体の徴収金の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

5 地方団体の長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徵収することができる金額の地方団体の徵収金につき、執行機關に対し、交付要求をすることができる。

(担保の目的でされた仮登記と地方税)

第十四条の十七 納稅者又は特別徵收義務者を登記義務者(登録義務者を含む。)として、債務不履行を停止条件とする代物弁済の予約に基く権利移転の請求権の保全のための仮登記(仮登録を含む。以下本章において同じ。)その他これに類する担保の目的でされている仮登記(質權、抵當權又は先取特權についてされたもの及び地方団体の徵取金の法定納期限等以前にされているものを除く。)がある財産を差し押された場合には、その処分後にその仮登記に基く本登記(本登録を含む。)がされたときにおいても、その滞納処分による差押の効力は失われない。

2 地方団体の長は、前項の差押をしたときは、その旨を仮登記の権利者に通知しなければならない。

3 前項の通知に係る差押につき異議の申立又は出訴があつたときは、その異議の申立又は訴の係属している間は、その財産の換価をしている間は、その財産の換価をすることができない。

(譲渡担保権者の物的納稅責任)

第十四条の十八 納稅者又は特別徵收義務者が地方団体の徵収金を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保

6 第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をし
る差押として滞納処分を続行することができる。との場合において、
地方団体の長は、滞納なく第二項の規定による告知及び通知をしなければなら
ない。

5 譲渡担保財産を第一項の納税者として特別徴収義務者の財産として
した差押は、同項の要件に該当する場合に限り、第三項の規定によ
る差押として滞納処分を続行することができる。

4 第十一条第三項から第五項まで及び第十三条の二の規定は、前項
の場合について準用する。

3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収
しようとする金額が完納されていないときは、徴税吏員は、譲渡担保
権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞
納処分をすることができる。

2 章において「譲渡担保財産」といいう)があるときは、その者の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められる限り、譲渡保財産から納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を徴収することができる。

の財産の譲渡により担保される債務が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき賃戻、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その他の契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）においても、なお、譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができ
る。

前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の徴収に関する必要な事項は、政令で定める。

二 場合を含む。)の規定の適用を受ける債権又は第十四条の十三の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

一、納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盜難にかかるたとき。

おいては、前項後段の規定を準ずる。

収金に引き差し控えた財産のうち、
に果实を生ずるもの又は有効証
券、債権若しくは無体財産権等
(国税徴収法第七十二条第一項に
規定する無体財産権等をいふ。)に
下第十六条の四第十項において同
じがあるときは、第一項の規定
にかかるらず、その取得した果实
又は第三債務者等(国税徴収法等
又は第三債務者等(国税徴収法等
七十二条第一項に規定する第三債務者等

(地方税及び国税等と私債権との
競合の調整)

（以下「地方団体の徴収金が国税等に充てられる場合における國税等」といふ。）
下本条において「国税等」という。」
及びその他の債権（以下本条において「私債権」という。）と競合する場合において、本節又は国税徴収法その他の法律の規定により、
地方団体の徴収金が国税等に先だつて、私債権がその国税等におくれ、かつ、当該地方団体の徴収金におくれるとき、又は地方団体の徴
収金が国税等におくれ、私債権がその国税等に先だつて、かゝり、当該地方団体の徴収金におくれるところによる。

用して地方団体の徵収金及び国税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。
三 前号の規定により定めた地方団体の徵収金及び国税等に充てるべき金額の総額を第十四条若しくは第十四条の六から第十四条の八までの規定又は国税徵収法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次地方団体の徵収金及び国税等に充てる。
四 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
五 前各号の一に該当する事實に類する事実があつたとき。
地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限（隨時に課する地方税については、その地方税を課すことができることとなつた日）から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し又は納入すべき地方団体の徴収

4 地方団体の長は、第一項若し
は第二項の規定により徴収を猶
したとき、又は前項の規定によ
る期間を延長したときは、そ
旨を納税者又は特別徴収義務者
通知しなければならない。前三
の申請につき徴収の猶予又は期
の延長を認めないときも、また
様とする。

(徴収猶予の効果)

第十五条の二 地方団体の長は、
条の規定により徴収を猶予した
間内は、その猶予に係る地方団
の徴収金について、新たに督促
び滞納処分(交付要求を除く。)
することができない。

4 前項の場合において、同項の規定が適用される。実又は財産が金銭以外の財産でありますときは、第一項の規定にかかる限り、その財産につき滞納処分をなし、その換価代金等（国税徴収法第二百二十九条第一項に規定する換価代金等をいふ。以下同じ。）を差し当てる。これができる。

（道府県民税若しくは市町村民税の法人税制又は法人の事業税の徴収金に充てること）

(徵収猶予の要件等)
第十五条 地方団体の長は、納税者は特別徵収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事實に基き、その地方団体の徵収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基

を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合に

2 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の収金につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の請求により、その差押を解除することができる。

若しくは第二項の規定によつて若しくは市町村民税のオ
府県民税若しくは市町村民税の人税割を納付しなければならない
法人又は第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、
第七十二条の二十七第一項若しくは第七十二条の二十八第一項の規定によつて事業税を納付しなければならない法人が、当該道府県に

税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額について、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額に於ける資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、人格のない社団等の代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする)の氏名、徴収の猶予を受けた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者(この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行なうもの(以下「外国法人」という。)にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の権限は、かつては、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額の二分の一に相当する金額以下の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額の二十七第一項若しくは第二項若しくは第三百二十二条の二十六第一項、第七十二条の二十九第一項若しくは第三百二十二条の二十八第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収の猶予の申請書を地方団体の長に提出し、かつ、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該徴収の猶予を申請した税額については、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかるわらず、徴収を猶予するものとする。

(徵収猶予の取消)
第十五条の四 第十

第十五条の四 第十五条又は前条の規定により地方団体の徴収金について徴収の猶予を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

(換価の猶予の要件等)

納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるとときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期

(換価の猶予の取消)

者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一 第十五条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する事実があるとき。

二 前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるとき。

第十五条の四第三項の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。(滞納処分の停止の要件等)

を納付し、又は納入する義務は、

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限度承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができることとは、消滅する。

て、その地方団体の徴収金が限定

その地方団体の徴収金を徴収する
ことができないことが明らかである
ときは、地方団体の長は、前項
の規定にかかるらず、その地方団
体の徴収金を納付し、又は納入す
る義務を直ちに消滅させることができ
る。

卷之三

(納処分の停止の取消)
五条の八 地方団体の長は、前
第一項各号の規定により滞納處
の執行を停止した後三年以内
その停止に係る書面内省につき

財産がないとき。

二 滞納処分をすることによって
その生活を著しく窮屈させるお
それがあるとき。

三 その所在及び滞納処分をする
ことができる財産とともに不明
であるとき。

東方聞之の妻三、前頭り鬼三

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

差押を猶予し、又は解除することができる。

3 壱押を猶予し、又は解除すること
ができる。
第十五条第一項後段、第三項及
び第四項前段並びに第十五条の二
2 地方団体の長は、前項の規定に
より滞納処分の執行を停止したと
きは、その旨を滞納者に通知しな
ければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号

の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に

る地方団体の徴収金について差

(延滞金額及び延滞加算金額の免除)

第十五条の九 第十五条第一項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)

又は第十五条の七第一項の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額のうちその猶予又は停止をした期間に對応する部分の金額は、免除するものとする。ただし、第十五条の四第一項又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に對応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

2 第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号(前項本文に規定する部分を除く。)又は第十五条の五第一項の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予した場合において、納稅者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその財産の状況が著しく不良で、納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一 納稅者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、國稅、公課又は債務につ

いて軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納稅者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額又は延滞加算金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

第九節 納稅の猶予に伴う担保等

(担保の徴取)

第十六条 地方団体の長は、第十五

条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 國債及び地方債

二 地方団体の長が確實と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む)その他の有価証券

三 土地

四 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財團、工場財團、鉱業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團、港湾運送事業財團及び道路交通事業財團

六 地方団体の長が確實と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその

財産の価額を控除した額を限度とする。

3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したとき

認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したとき

この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、そ

の委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 徵稅吏員は、前項の委託を受けたときは、總理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納稅者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

3 徵稅吏員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があると認めた場合は、確実と認める金融機關にその取立及び納付又は納入の再委託をすることができる。

4 徵稅吏員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があると認めた場合は、確実と認める金融機關にその取立及び納付又は納入の再委託をすることができる。

5 特別徴収の方法によつて徴收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

6 入湯税

7 特別徴収の方法によつて徴收する年におけるその提供を命ずる月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前

は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とす

る。

8 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

9 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

10 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

11 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

12 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

13 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

14 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

15 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

16 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

17 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

18 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

19 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

20 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

各号に掲げるものの提供を命ずることができる。

1 娛樂施設利用税

2 遊興飲食税

3 電気ガス税

4 木材引取税

5 軽油引取税

6 入湯税

7 特別徴収の方法によつて徴收する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

8 特別徴収の方法によつて徴收する年におけるその提供を命ずる月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前

は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とす

る。

9 特別徴収の方法によつて徴收する年におけるその提供を命ずる月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前

は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とす

る。

10 特別徴収の方法によつて徴收する年におけるその提供を命ずる月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前

は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とす

る。

11 特別徴収の方法によつて徴收する年におけるその提供を命ずる月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前

は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とす

る。

12 特別徴収の方法によつて徴收する年におけるその提供を命ずる月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前

は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とす

る。

13 特別徴収の方法によつて徴收する年におけるその提供を命ずる月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額(その金額が前

は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額)を限度とす

みなす。この場合において、地方団体の長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定(以下「担保の提供等」といふ。)があつた場合において、第一項の命令に係る地方団体の徴収金の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならぬ。地方団体の長は、担保の提供等があつた特別徴収義務者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるとときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることが

確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、当該地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる地方団体の徴収金の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を

5 地方団体の長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。

11 第一項に規定する地方団体の収金の納付し、又は納入すべき額として確定した金額が保全差押額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押に係る損害を受けたときは、地方団体は、その損害を賠償する責に任ざる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

3 前二項の規定は、第十六条の三
又は前条第三項の担保の提供がある
つた場合において、その担保に係
る地方団体の徴収金を徴収すると
きについて準用する。この場合に
おいて、その担保が金銭であると
きは、直ちにその地方団体の徴収
金に充てる。

4 第十一条の規定は、第一項又は
第二項（これらの規定を前項において
準用する場合を含む。）の規定
により保証人から地方団体の徴収
金を徴収する場合について準用す
る。

第十節 還付

（過誤納金の充当）
に係る地方団体の徴収金（以下本
章において「過誤納金」という。）が
あるときは、政令で定めるところ
により、遅滞なく還付しなければ
ならない。

第十七条の二 地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこと

2 ととなつた地方団体の徴収金があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

道府県が第四十八条第三項の規定により当該道府県の個人の道府県民税とあわせて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項

第十六条の四 地方団体の徴収金に
つき納付又は納入の義務があると
認められる者が、不正に地方団体
の徴収金を免かれ、又は地方団体
の徴収金の還付を受けたことの嫌
疑に基き、この法律で準用する国
税犯則取締法（明治三十三年法律
第六十七号）の規定による差押若
しくは領置又は刑事訴訟法（昭和
二十三年法律第二百三十一号）の規
定による押収、領置若しくは逮捕
を受けた場合において、その処分
に係る地方団体の徴収金の納付
し、又は納入すべき額の確定（納
付若しくは納入の告知、申告、更
正又は決定による確定をいう。以
下本条において同じ。）後において
は当該地方団体の徴収金の徴収を

る保全差押金額に相当する担保として第十六条第一項各号に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、地方団体の長は、その差押をすることができる。

4 地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

一 第一項の規定による差押を受けた者が、前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。

二 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないとき。

の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

第一項の場合において、差し押さるべき財産に不足があると認められるときは、地方団体の長は、差押に代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

地方団体の長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債券又は無体財産権等）の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

の地方団体の徴収金について徴収した担保があるときは、地方団体の長は、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充て、又は保証人にその地方団体の徴収金を納付し、若しくは納入させる。

（過誤納金の充当）
第十七条の二 地方団体の長は、前
条の規定により還付すべき場合に
おいて、その還付を受けるべき者
につき納付し、又は納入すべきこと
となつた地方団体の徴収金があ
るときは、同条の規定にかかわら
ず、過誤納金をその地方団体の徴
収金に充当しなければならない。
道府県が第四十八条第三項の規
定により当該道府県の個人の道府
県民税とあわせて徴収した個人の
市町村民税に係る地方団体の徴収
金又は市町村が第四十一条第一項

の規定により当該町市の個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならぬ。

前二項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

地方団体の長は、第一項又は第二項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(地方税の予納額の還付の特例)

第十七条の三 納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金として納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金

前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入され入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金の全部又は一

部につき、法律又は条例の改正正入の他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

(還付加算金)

第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により還付し、又は充當する場合には、その過誤納金が納付され、又は納入された日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充當をした日（同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間に応じ、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」といふ。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 地方団体の長が過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。

二 過誤納金の返還請求権について、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四年の規定による差押がされた場合

合において、同法第六百四条第三項の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は同項の命令があつた日までの期間

三 過誤納金の返還請求権につき
仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間

第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が百円未満であるときは、適用せず、また、その額に百円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額とする。

4 前三項の規定により計算した還付加算金の額が十円未満であるときは、加算しない。

5 二以上の納期又は二回以上の分割納付若しくは分割納入に係る地方団体の徴収金につき過誤納金が生じた場合には、その過誤納金の額に相当する地方団体の徴収金に達するまで、納付又は納入の日順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次さかのばつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付又は納入の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

6 適法に納付され、又は納入された地方団体の徴収金が、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に基き猶納となつたときは、その過誤額に相当する地方団体の徴収金は、その過誤となつた日に納

(地方税の消滅時効)
第十一節 消滅時効

第十八条 地方団体の徴収金の徴収
を目的とする地方団体の権利(以下本節において「地方税の徴収権」という。)は、これを行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することはできないものとする。

三 地方税の徴収権の時効について
は、本節に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。
(時効の中止及び停止)

第十九条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる处分に係る地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 納付又は納入に関する告知
その告知に指定された納付又は納入に關する期限までの期間

二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押定による通知がされていない限り)までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間(この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期

2 前項第三号の規定により時効が中斷された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われない。

3 地方税の徵収権の時効は、徵収の猶予又は差押財産の換価の猶予に係る地方団体の徵収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

(還付金の消滅時効)

第十九条の三 地方団体の徵収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権(以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。)は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

ある場合においては、その通知書・催告書又は告知書（以下本条において「通知書等」という。）の交付を受けた日から三十日以内に地方団体の長に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立

は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定の適用について

は、同項の通知書等を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知書等の交付を受けた日とみなす。この場合において、同項の通知書等を受けた者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて当該通知書等の交付を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立

に対する地方団体の長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合は、裁判所に出訴することができる。（書類の送達）

6 第二十一条 地方団体の徴収金の賦課徴収、還付又は異議の決定（これに準するものを含む。）に関する書類は、郵便による送達又は交付送

書・催告書又は告知書（以下本条に準するものを含む。）に関する書類は、郵便による送達又は交付送

達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納稅管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わぬ場合、その使用者その他の人との書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合は、これをき場所に書類を差し置くこと。

通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を発送した場合は、この法律に特別の定がない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、市町村に委任することができる。

三 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(道府県民税の賦課徴収の委任)

第二十条の三 道府県は、道府県税（道府県民税を除く。以下本条において同じ。）の賦課徴収に関する事務を市町村に委任してはならない。

4 第二十一条 地方団体の徴収

に対する地方団体の長は、前項に規定する書類の名称、そ

の送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

第三十一条 地方団体の長は、前

条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であり、又はこの法律の施行地にない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(道府県民税の賦課徴収の委任)

第二十条の三 道府県は、道府県税（道府県民税を除く。以下本条において同じ。）の賦課徴収に関する事務を市町村に委任してはならない。

三 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(道府県民税の賦課徴収の委任)

第二十条の三 道府県は、道府県税（道府県民税を除く。以下本条において同じ。）の賦課徴収に関する事務を市町村に委任してはならない。

四 別徴収義務者の住所、居所、家

屋敷、事務所、事業所又は財産に關する事務の一部を委任され

三 前二号に掲げる場合を除くは、道府県から当該道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任することについて、自治府長官がその必要を認めて許可をしたこと。

2 この法律又はこれに基く条例の規定により定められている期限によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任した場合においては、当該市町村においてその事務を行なうために要する費用を補償しなければならない。

3 前項の補償は、市町村の請求があつた日から、遅くとも、三十日以内にしなければならない。

4 第二十一条 地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、地方団体の徴税吏員は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体の徴税吏員にその徴収を嘱託することができる。

五 前項の場合における徴収は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方

團体における徴収の例による。

3 第一項の規定によつて徴収を嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の徴収金の一部を納付し、又は納入したときは、その残余の地

（期間の計算及び期限の特例）

第二十条の五 この法律又はこれに基づく条例に定める期間の計算について、民法第百三十九条から第一百四十三条までに定めるところによると。

2 この法律又はこれに基く条例の規定により定められている期限によつて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

3 前項の規定によつて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

4 第二十一条 地方団体の長は、前項に規定する書類の名称、そ

の送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

定期により異議の申立をすることができる期間を経過したものと除く。)は、同項の規定にかかるはず、当該各号に掲げる期限までなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知った日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 换価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一项第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、道府県がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限) 第百二条の三 国税徴収法第五十八

条第一項の規定の例による引渡しに係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限) 第百二条の四 第百二条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に統じて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当ないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合

三 「検査拒否等」に改め、同条第一項を

「第百四条の見出し中「検査拒否」を

第六条の見出し中「検査拒否」を

六条の二」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三(第二項を除く。)及び第十六条の四」を「第十二条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」に改め、同項後段を削る。

四 第百三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

五 第百三十二条第二項を削り、同条第七項に、「第七項」を「第十二项」と改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第

百三十三条第一項から第三項までを次のように改める。

一 娱楽施設利用税の特別徴収義務者、申告納税者又は納税者が滞納することができない。

二 不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者、申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせると目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

四 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者、申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 第百二十二条の二第一項中「第十一項」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三(第二項を除く。)及び第十六条の四」を「第十二条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」に改め、同項各号を削る。

六 第百二十二条の二第一項中「第十一項」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三(第二項を除く。)及び第十六条の四」を「第十二条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」に改め、同項後段を削る。

七 第百三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

八 第百三十二条第二項を削り、同条第七項に、「第七項」を「第十二项」と改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第

九 忽避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものと示した者

百五条 削除

一 第百六条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は金に処し、又はこれを併科する。」に改め、同項各号を削る。

二 第百六条第二項中「第百三十四条第六項」を「第百三十四条第六項」に改める。

三 第百二十二条の二第一項中「第十一項」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三(第二項を除く。)及び第十六条の四」を「第十二条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」に改め、同項後段を削る。

四 第百三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

五 第百三十二条第二項を削り、同条第七項に、「第七項」を「第十二项」と改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第

十 第百二条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

十一 第百二条第六項に規定する強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」と改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

一 遊興飲食税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

二 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促により指定された納期限までに遅延して納付しないとき。

三 遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

四 滞納者が線上徴収に係る告知により指定期限までにその督促により指定された納期限までに遅延して納付しないとき。

五 遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

六 滞納者が督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

七 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他の遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による第百三十四条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に係る異議の申立等の期限の特例)

第百三十四条の二 滞納処分につい

て次の各号に掲げる処分に欠陥があること(第一号に掲げる処

分については、これに関する通知が到達しないことを含む)を理由としてする異議の申立(前条第七

項の規定により異議の申立をする

ことができる期間を経過したもの

を除く)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 そ

三 不動産等についての公告から

売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特別法第二条ただし書の規定による訴の提起について適用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特別法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一百三十二条に掲げる処分に係る差押があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができる、ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第百三十四条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その

命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をした

ときは、その異議の申立をした

た日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた

日)から三十日を経過した日

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第百三十四条の四 第百三十四条の二第二項第三号に掲げる処分に欠

陷があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異

議の申立を棄却することができ、統いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分が軽微なものであり、その後処分に影響を及ぼさることが適当でないと認められるとき。

2 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

3 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一百三十四条第六項の場合に

第一項の規定は、道府県に対す

る損害賠償の請求を妨げない。

3 第百三十五条第一項から第三項までを次のように改める。

一 遊興飲食税の特別徴収義務者又

は納稅者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損

壊し、道府県の不利益に処分し、

又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その

者は、三年以下の懲役若しくは五

十万円以下の罰金に処し、又はこ

れを併科する。

2 特別徴収義務者又は納稅者の財

産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納稅者が滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項に同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第百六十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

3 第百六十七条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

3 第百三十四条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

十円以下罰金に処する。

3 第百三十四条第六項の場合において、國税徴収法第一百四十一條の規定の例によつて行う道府

県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたもの

を呈示した者

二 第百三十四条第六項の場合において、國税徴収法第一百四十一

條の規定の例によつて行う道府

県の徴税吏員の帳簿若しくは書

類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたもの

を呈示した者

第百三十七条を次のように改め

3 第百三十七条 削除

3 第百三十八条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十

日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を完納しないとき」。

を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合に改め、同項各号を削る。

3 第百五十五条第三項中「第百六十一条第一項」を「第百六十七条第六項に改める。

3 第百六十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

3 第百六十七条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

3 第百三十四条第六項の場合において、自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

3 第百三十四条第六項の場合において、自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納稅義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合
こは、同項第一号中「督促状」とあ

3 るのは、「納付の催告書」とする。自動車税に係る地方団体の徵収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徵収官は、直ちにその財産を差し押えることができる。

障があること（第一号に掲げる外分について、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立てができる期間を経過したものと除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、

知事がその異議の中立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却すること

条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものと呈示した者

促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る自動車税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 挿価財産の買受代金の納付の期限

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日）不動産等についての差押 その督促の公表期日等

二 不動産等についての差押 その督促の公表期日等

い。されば、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

2 でを次のように改める。
自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す
納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれる

第一百七十九条 削除
第一百七十二条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

ら第三項までの規定により差押を
することができる場合において、
滞納者の財産で国務徵収法第八十
六条第一項各号に掲げるものにつ
き、すでに他の地方団体の徵収金
若しくは国税の滞納処分又はこれ

四 換価代金等の配当 换価代金等の交付期日

分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立て棄却することができ

8
れさせる目的で前項の行為をしな
ときも、また同項と同様とする。
情を知つて前二項の行為につき
納税者又はその財産を占有する第
三者の相手方となつた者は、二年
以下の懲役若しくは三十万円以下

第三百九十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

6 らの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
前各項に定めるものその他自動車税に係る地方公債の徵収金の滞納処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

る行政事件訴訟特例法第二条ただし、書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、

一 その異議の申立てに係る処分に
続いて行われるべき処分（以下「
本号において「後行処分」とい
う。）がすでに行われている場合
において、その異議の申立てに係
る処分の違法が軽微なものであ

の調査金に処し、又はこれを併科する。

改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第二項」を「二項」とし、同条第六項中「第一項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一

（帶納処分に関する異議の申立て等の期限の特例）

第一百六十七条の二 帯納処分について次の各号に掲げる処分に因して欠ける。規定する譲納処分の例による。

項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとす。

り、その後行処分に影響を及ぼさることが適当でないと認められるとき。

二 挿価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

一　十万円以下の罰金に処する。
　　第一百六十七条第六項の場合に処する。

　　において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第一百六十七条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二

項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

の一に該当するときは、道府県の
徴税吏員は、当該鉛区税に係る地
方団体の徴収金につき、滞納者の
財産を差し押さえなければならな
い。

一 滞納者が督促を受け、その督
促状を発した日から起算して十
日を経過した日までに、その督促
に係る鉛区税に係る地方団体の
徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴取に係る告知
により指定された納期限までに
鉛区税に係る地方団体の徴収金
を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人に
ついて前項の規定を適用する場合
には、同項第一号中「督促状」と
あるのは、「納付の催告書」とす
る。

3 鉛区税に係る地方団体の徴収金
の納期限後第一項第一号に規定す
る十日を経過した日までに、督促
を受けた滞納者につき第十三条の
二第一項各号の一に該当する事実
が生じたときは、道府県の徴税吏
員は、直ちにその財産を差し押え
ることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手
続が行われた場合には、道府県の
徴税吏員は、執行機関に対し、滞
納に係る鉛区税に係る地方団体の
徴収金につき、交付要求をしなけ
ればならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項か
ら第三項までの規定により差押を
することができる場合において、
滞納者の財産で国税徴収法第八
六条第一項各号に掲げるものにつ
き、すでに他の地方団体の徴収金

若しくは国税の滞納処分又はこれ
らの滞納処分の例による処分によ
る差押がされているときは、当該
財産についての交付要求は、参加
差押によりすることができます。

6 前各項に定めるものその他鉛区
税に係る地方団体の徴収金の滞納
処分については、国税徴収法に規
定する滞納処分の例による。

第二百条の次に次の三条を加え
(滞納処分に関する異議の申立等
の期限の特例)

第二百条の二 滞納処分について次
の各号に掲げる処分に因し欠陥が
あること(第一号に掲げる処分に
ついては、これに關する通知が到
達しないことを含む。)を理由とし
てする異議の申立(前条第七項の
規定により異議の申立をすること
ができる期間を経過したものと除
く。)は、同項の規定にかかわらず、
当該各号に掲げる期限までに不
れば、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受け
た日(その通知がないときは、
その差押があつたことを知った
日)から三十日を経過した日
(不動産等についての差押 そ
の公売期日等
の買受代金の納付の期限
の公売期日等
三 不動産等についての公告から
売却決定までの処分 換価財産
等の交付期日
四 換価代金等の配当 換価代金
の買受代金の納付の期限
五 前項の規定は、異議の申立に
する決定を経ることにより著しい
損害を生ずるおそれがあるときそ
の他正当な理由がある場合におけ
る。

る行政事件訴訟特別法第二条た
だし書の規定による訴の提起につ
て準用する。この場合において、
同項中「前条第七項の規定により
起する」と読み替えるものとす
る。

3 第一項第三号に掲げる処分に因
し欠陥があることを理由として滞
納処分について異議の申立があつ
たときは、滞納処分は、続行する
ことができない。ただし、道府県
の各号に掲げる処分に因し欠陥が
あること(第一号に掲げる処分に
ついては、これに關する通知が到
達しないことを含む。)を理由とし
てする異議の申立(前条第七項の
規定により異議の申立をすること
ができる期間を経過したものと除
く。)は、同項の規定にかかわらず、
当該各号に掲げる期限までに不
れば、することができない。

一 損害した財産が公共の用に供
されている場合その他の場合
で、その異議の申立に係る処分
を取り消すことが公共の福祉に
ないこと及び異議の申立を棄却する
理由を明示しなければならない。

2 前項の規定による異議の申立の
棄却の決定には、処分が違法であ
ること及び異議の申立を棄却する
理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に對す
る損害賠償の請求を妨げない。
第一項の規定は、道府県に對す
る損害賠償の請求を妨げない。

2 第二百条第一項から第三項まで
を次のように改める。

鉛区税の納税者が滞納処分の執
行を免かれる目的でその財産を隠
蔽し、損壊し、道府県の不利益に
処分し、又はその財産に係る負担
を偽つて増加する行為をしたとき
は、その者は、三年以下の懲役若
しくは五十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者
が納税者に滞納処分の執行を免か
れさせる目的で前項の行為をした
ときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき
納税者又はその財産を占有する第
三者の相手方となつた者は、二年
以下の懲役若しくは三十万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

2 第二百四十四条第三項中「第二百
五十三条第一項」を「第二百五十三条
第五項」に改める。

3 第二百五十五条第二項を削り、同
条第三項中「第一項」を「前項」に改
め、同項を同条第二項とする。

4 第二百五十五条第九項中「第二
項」に改め、同項を同条第十四項と
し、同条第八項中「第一項」を「第一

に統じて行われるべき処分(以
下本号において「後行処分」とい
う。)がすでに行われている場合
において、その後行処分に影響を及ぼ
されることが適当でないと認め
られるとき。

十万円以下の罰金に処する。

一 第二百条第六項の場合におい
て、国税徴収法第一百四十二条の
規定の例によつて行う道府県の
徴税吏員の質問に對して答弁を
せず、又は偽りの陳述をした者
を次の各号の一に該当する者は、
十日以内の罰金に處する。

二 第二百条第六項の場合におい
て、国税徴収法第一百四十二条の
規定の例によつて行う道府県の
徴税吏員の帳簿若しくは書類の
検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、又はその帳簿若しくは書
類で偽りの記載をしたものを持
示した者

三 第二百三条を次のように改める。
第二百三条 削除
第二百四十四条第一項各号列記以外の
部分中「督促状の指定期限」を「督促
状を発した日から起算して十日を経
過した日」に、「左の各号の一に該當
する場合」を「公示送達の方法により
督促をした場合、税金を滞納したこ
とについてやむを得ない理由がある
と認める場合」に改め、同項各号を
削る。

2 第二百四十四条第三項中「第二百
五十三条第一項」を「第二百五十三条
第五項」に改め、同項を同条第二項と
し、同条第八項中「第一項」を「第一

項から第六項までに改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のよう改める。

狩獵者税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は当該狩獵者税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一、滞納者が督促を受け、その督促に係る狩獵者税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二、滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに狩獵者税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三、第二次納稅義務又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

4、狩獵者税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

5、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は執行機關に対し、滞納

に係る狩獵者税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

6、道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徵収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

7、前各項に定めるものその他狩獵者税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徵収法に規定する滞納処分の例による。第二百五十三条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に關する異議の申立等の期限の特例)

第二百五十三条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し

金を完納しないとき。

2、第二次納稅義務又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3、狩獵者税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は執行機關に対し、滞納

二 不動産等についての差押 そ
の公売期日等

売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

換価をすることができない。
(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第二百五十三条の四 第二百五十三条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に關する異議の申立がある場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

1、その異議の申立に係る処分に統一して行われるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当でないと認められるとき。

2、換価した財産が公共の用に供しあるが理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事が到達しないことを含む)を理由としてする異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

3、第一項第二号に掲げる処分に關し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由を明示しなければならない。

4、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

5、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

6、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

7、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

8、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

9、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

10、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

11、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

12、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

13、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

14、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

15、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

16、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

17、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

18、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

19、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

20、第一項の規定は、道府県に對する損害賠償の請求を妨げない。

きは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2、納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3、情を知つて前二項の行為につき拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のよう改める。

4、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

5、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

6、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

7、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

8、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

9、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

10、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

11、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

12、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

13、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

14、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

15、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

16、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

17、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

18、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

19、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

20、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

21、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

22、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

23、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

24、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

25、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

26、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

27、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

28、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

29、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

30、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

31、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

32、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

33、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

34、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

35、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

36、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

37、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

38、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

39、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

40、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

41、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

42、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

43、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

44、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

45、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

46、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

47、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

48、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

49、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

50、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

51、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

52、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

53、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

54、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

55、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

56、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

57、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

58、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

59、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

60、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

61、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

62、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

63、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

64、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

65、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

66、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

67、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

68、第一項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

適合しないと認められるとき。
2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。
第三百三十二条第一項から第三項までを次のように改める。
市町村民税の納稅者又は特別徵收義務者が滞納処分の執行を免かれることの目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納稅者又は特別徵收義務者の財産を占有する第三者が納稅者又は特別徵收義務者が滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納稅者若しくは特別徵收義務者はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一項を次のように改める。
十円以下の罰金に処する。

第一第三百三十二条第六項の場合において、國稅徵收法第百四十一項の規定によつて行う市町村の徵稅吏員の質問に対してして

答弁をせず、又は偽りの陳述をした者。
二 第三百三十三条第六項の場合において、國稅徵收法第百四十一項の規定によつて行う市町村の徵稅吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者。
第三百三十四条を削り、第三百三十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当するときは、市町村の徵稅吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徵收金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。」に該当する場合を「公示送達の方法により督促をした場合、稅金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第三百五十三条第三項中「第三百五十三条第一項」を「第三百七十三条第一項」に改め、同項各号を削る。

中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項に付要求をする」に改め、同条を第三百三十四条とする。

第三百三十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合は、市町村の徵稅吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徵收金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」に改め、同項各号を削る。

第三百五十三条第三項中「第三百五十三条第一項」を「第三百七十三条第一項」に改め、同項各号を削る。

第三百六十四条第四項中「第十七条」の下に「又は第十七条の二」を加える。

第三百七十三条第一項中「第二項」を「第三百七十三条第一項」に改め、同項各号を削る。

第三百七十三条第一項中「第一項」を「前項」と改め、同項を同条第二項とする。

中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項を同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項

体の徵收金につき、交付要求をしなければならない。
5 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で國稅徵收法第八十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徵收金若しくは國稅の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、當該財產についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

第三百六十四条第三項の規定によつて徵收する固定資産税について滞納処分をする場合においては、當該固定資産について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徵收金の滞納処分については、國稅徵收法に規定する滞納処分の例による。第三百七十三条の次に次の三条を加える。
(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

3 固定資産税に係る地方団体の徵收金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに關する通知が到達しないことを含む)を理由としてする異議の申立(前条第八項の規定により異議の申立を除く。)は、同項の規定にかかることを除く。この限りでない。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徵稅吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

第三百七十三条の三 国稅徵收法第五十八条第二項の規定によつて引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有

ででなければ、することはできな

い。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日(不動産等についての差押その公売期日等)

二 不動産等についての差押その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 搢価財産の買受代金の納付の期限

四 握価代金等の配当 握価代金等の交付期日等

5 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

6 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

7 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

8 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

9 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

10 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

11 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

12 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

13 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

14 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

15 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

16 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

17 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

18 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

19 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

20 市町村の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、

に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の充却決定等の取消の制限)

第三百七十三条の四 第三百七十三

条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがある。

一 その異議の申立てに係る処分について行われるべき処分（以下本号において「後行処分」といふ。）がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分が輕微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

3 前項の規定による異議の申立ての決定には、処分が違法であることを及び異議の申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第三百七十四条第一項から第三項までを次のように改める。

固定資産税の納稅者が滞納処分

の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納稅者の財産を占有する第三者が納稅者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納稅者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

以下前の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四百四十五条の二第四項中「第十七条の四」に改める。

第四百四十五条の二第四項中「第十七条の四」に改める。

十九条第一項を「第四百五十九条第

六項」に改める。

第四百五十七条第二項を削り、同項を削る。

第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第三百七十五条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次条の各号の一に該当する者は、

以下前の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。

第三百七十六条 削除

第三百七十七条第一項各号列記以外の部分中「督促状の定期期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第四百四十五条の二第四項中「第十七条の四」に改める。

第四百五十一条第三項中「第四百五十九条第一項」を「第四百五十九条第

六項」に改める。

第四百五十七条第二項を削り、同項を削る。

第二第二次納稅義務者又は保証人にについて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

第三 軽自動車税に係る地方団体の徵収金を完納しないとき。

二 滞納者が線上徵収に係る告知に係る軽自動車税に係る地方団体の徵

收金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三

条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徵税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徵税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る軽自動車税に係る地方団体の徵収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徵税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押を

することができる場合において、滞納者の財産で国税徵收法第八十

六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徵収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加

前各項に定めるものその他軽自

動車税に係る地方団体の徵収金の

滞納処分については、国税徵收法に規定する滞納処分の例による。

第四百五十九条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に係る異議の申立ての期限の特例)

第四百五十九条の二 滞納処分につ

いて次の各号に掲げる処分に關し

欠陥があること(第一号に掲げる)

処分については、これに関する通

知が到達しないことを含む)を理

由としてする異議の申立て(前条第

七項の規定により異議の申立てする

ことができる期間を経過したも

のを除く)は、同項の規定にかかる

差押があることを(第一号に掲げる)

差押があることを(第一号に掲げる)

の公売期日等

の公売期日等

三 不動産等についての公告から

売却決定までの処分 損害賠償の

買受代金の納付の期限

等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立てに對する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正當な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により

異議の申立てをする」とあるのは、

行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提

起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関する事項

一 換価した財産が公共の用に供せられることが適当でないと認められるとき。

において、国税徴収法第百四十一
条の規定の例によつて行う市
町村の徴税吏員の質問に対し
答弁をせず、又は偽りの陳述を
した者

一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徵収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徵収金若しくは國税の滞納処分又はこれ

(差押動産等の搬出及び換価の制

第四百五十九条の三 国税徴収法第

第四百六十条第一項から第三項までを次のように改める。

第四百六十二条を並べては可と
る。

二 促状を発した日から起算して七
日を経過した日までにその督託
に係る電気ガス税に係る地方印
体の徴収金を完納しないとき
一 市内貢ふ業上徵又に係る旨

ガス税に係る地方団体の徴収金の
滞納処分については、国税徴収法
に規定する滞納処分の例による。
第五百九条の次に次の三条を加え
る。

換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

2
納稅者の財產を占有する第三者
が納稅者に帶納処分の執行を免か

ついて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」であるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

納処分に関する異議の申立がある場合において、その処分は違法

納税者又はその財産を占有する第
三者の相手方となつた者は、二年

取金の額其附後第一項第二号に定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十二条の二第一項各号の一に該当す

一 その異議の申立に係る処分

第四百六十一條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条

第一項を次のよう^に改める。

売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときは、市町村長は、その異議の申立てを棄却することができる。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴提起する」と読み替えるものとする。

第一項第二号に掲げる処分に関する異議があることを理由として滞納処分について異議の申立てをする場合は、滯納処分は、施行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立てがあつたときは、滯納処分は、施行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立てがあつたときは、滯納処分は、施行することができない。

限)

第五百九条の三 国税徴収法第五十一条

第一項第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、それを棄却する。當該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第五百九条の四 第五百九条の二第二項第二号に掲げる処分に欠陥がある場合は、市町村長は、その異議の申立てを棄却する。

あることを理由として滞納処分に關する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法であるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立てを棄却することができる。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴提起する」とする。本号において「後行処分」といふはすでにに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分が輕微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。前項の規定による異議の申立ての棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却することを明示しなければならない。

第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百十一条第一項から第三項までを次のように改める。

電気ガス税の特別徴収義務者は又は納税者が滞納処分の執行を免かれ目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務を満足しないときは、

務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときは、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき続いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ)がすでにに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分が輕微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせざることが適当でないと認められるとき。

第五百十一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

3 特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第五百十一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

3 情を知つて前二項の行為につき第六項に改める。

第五百二十一条第三項中「第五百六十一条第一項」を「第五百四十一条第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

3 第五百三十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項を同条第二項とする。

第五百四十二条第一項中「第一項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項を同条第二項とする。

3 特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第五百十一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

3 第五百九条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十五条の規定の例によつて行う市町村の規定期限の内に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第一項の規定は、市町村に對する損害賠償の請求を妨げない。

3 第五百十二条第一項を次のように改める。

第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

3 第五百十二条を次のように改める。

第五百十二条 削除

第五百十三条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期間」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない」とする。

1 理由があると認める場合に改め、同項各号を削る。

2 第二次納稅義務者又は保証人に於いて前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあらることは、「納付の催告書」とする。

3 鉛産税に係る地方團体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促権を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事實が生じたときは、市町村の徴稅吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 徴稅吏員は、執行機關に対し、滞納が行われた場合には、市町村の徴稅吏員は、執行機関に對し、滞納に係る鉛産税に係る地方團体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方團体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

6 市町村の徴稅吏員は、當該鉛産税に係る地方法團體の徴収金につき、滞納者の財産を差押又はこれに係る差押がされているときは、當該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

7 前各項に定めるものの他鉛産税に係る地方團体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

8 前百四十二条の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第五百四十二条の二 滞納処分につけて次の各号に掲げる処分に關し

欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものと除く。）は、同項の規定にかかるらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。一督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知った日）から三十日を経過した日（から三十日を経過した日）から三十日を経過した日（）の公売期日等

二 不動産等についての差押 そ

三 不動産等についての公売から売却決定までの処分 换価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるとき、そ

の他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特別法第二条ただし書の規定による訴の提起につい

て準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立てをする」とあるのは、「行政事件訴訟特別法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立てがあつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立てにつき理由がないと認めるときは、この限りで

ない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第五百四十二条第三 固税徵収法第五百四十二条第一項から第三項までを次のように改める。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百四十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に

までを次のように改める。

第五百四十四条 制除 第五百四十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十

日に経過した日」に、「左の各号の一

に該当する場合」を「公示送達の方法

により督促をした場合、税金を滞納

したことについてやむを得ない理由

があると認める場合」に改め、同項

各号を削る。

第五百五十六条第三項中「第五百七十二条第六項」に改める。

第五百五十六条第三項中「第五百七十二条第六項」に改める。

3 木材引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三

条の二第一項各号の一に該当する

事実が生じたときは、市町村の徴

稅吏員は、直ちにその財産を差し

押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の

徴稅吏員は、執行機關に対し、滞

納に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金につき、交付要求をし

なければならない。

5 市町村の徴稅吏員は、第一項か

ら第三項までの規定により差押を

することができる場合において、

滞納者の財産で固税徵収法第八十

六条第一項各号に掲げるものにつ

き、すでに他の地方団体の徴収金

若しくは固税の滞納処分又はこれ

の滞納処分の例による処分によ

る差押がされているときは、当該

くば書類で偽りの記載をしたも

ならない。

一 滞納者が督促を受け、その督

促状を発した日から起算して十

日に経過した日までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が線上徴収に係る告知

により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

五 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

六 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

七 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

八 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

九 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十一 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十二 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十三 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十四 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十五 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十六 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十七 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十八 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

十九 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十一 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十二 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十三 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十四 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十五 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十六 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十七 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十八 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

二十九 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十一 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十二 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十三 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十四 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十五 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十六 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十七 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十八 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

三十九 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四十 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四十一 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四十二 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四十三 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四十四 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四十五 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係る木材引取税に係る地方団

体の徴収金を完納しないとき。

四十六 滞納者が総務課に係る告

知により指定期限までにその督促

に係

までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る市町村法定外普通税に係る要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徵収法第六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものの他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徵収法に規定する滞納処分の例による。第六百九十五条の次に次の三条を加える。
(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第六百九十五条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む)を理由として滞納処分に該当する場合は、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。
(差押動産等の搬出及び換価の制限)

のを除く)は、同項の規定にかかる第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

一 督促 差押に係る通知を受けた日)その通知がないときは、そでなければ、することができる。い。

二 不動産等についての差押 そ

の公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 損価財産

四 換価代金等の配当 損価代金等の交付期日

五 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押を

することができる場合において、滞納者の財産で国税徵収法第六

六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

7 前各項に定めるものの他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徵収法に規定する滞納処分の例による。

6 前各項に定めるものの他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徵収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項に定めるものの他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徵収法に規定する滞納処分の例による。

8 前各項に定めるもののとす

による。

6 前各項に定めるもののとす

による。

7 前各項に定めるもののとす

による。

8 前各項に定めるもののとす

による。

五十八条第一項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第六百九十五条の四 第六百九十五条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法であるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立てを棄却することができます。

1 その異議の申立てに係る処分に統一して行われるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ)がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

2 紳税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 情を知つて前二項の行為につき納稅者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第七百条の八第四項中「第七百条の三十八第一項」を「第七百条の三十九第六項」に改める。

5 第七百条の二十一第一項中「政令で定めるところにより」の下に「第十六条第一項各号に掲げる」を加え、同条第二項を次のように改める。

6 第十五条第四項及び第十五条の二並びに第十六条の二第一項から十六条第一項各号に掲げる」を加え、同条第二項を次のように改める。

7 第十六条の二第四項、第十六条第五第五項及び第二項並びに第十九条の規定は前項の規定による担保について準用する。

8 第十七条の二十二第七項中「第七百条の規定は前項の規定による担保八条」を「第十七条の四」に改める。

9 第七百条の三十六第一項ただし書中「線下微收をする場合」の下に「又は第七百条の十六第三項(第七百条の十九第四項において準用する場合を含む)」の規定により微收する場合を加え、同条第二項を削り、同

第六百九十六条第一項から第三項までを次のように改める。

市町村法定外普通税の納稅者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六百九十八条を次のように改め

くは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

のを除く。)は、同項の規定にかかる第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

一 督促 差押に係る通知を受けた日)その通知がないときは、そでなければ、することができる。い。

二 不動産等についての差押 そ

の公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 損価財産

四 換価代金等の配当 損価代金等の交付期日

五 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押を

することができる場合において、滞納者の財産で国税徵収法第六

六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

7 前各項に定めるものの他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徵収法に規定する滞納処分の例による。

8 前各項に定めるもののとす

による。

6 前各項に定めるもののとす

による。

7 前各項に定めるもののとす

による。

8 前各項に定めるもののとす

による。

条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百条の三十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第一項」とする。

「第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、

同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十三項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のよう改める。

一 軽油引取税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徵稅吏員は、当該軽油引取税に係る地方団体の徵收金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。

二 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽油引取税に係る地方団体の徵收金を完納しないとき。

三 滞納者が繰上徵收に係る告知又は第七百条の十六第三項(第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。)の規定による徵收に係る告知により指定された納期限までに軽油引取税に係る地方団体の徵收金を完納しないとき。

四 第二次納稅義務者又は保証人にについて前項の規定を適用する場合

には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 軽油引取税に係る地方団体の徵收金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徵稅吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徵稅吏員は、執行機関に対し、滞納に係る軽油引取税に係る地方団体の徵收金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徵稅吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徵收法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徵收金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他軽油引取税に係る地方団体の徵收金の滞納処分については、国税徵收法に規定する滞納処分の例による。第七百条の三十八の次に次の三条を加える。

(滯納処分に関する異議の申立ての期限の特例)

第七百条の三十八の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に欠陥があること(第一号に掲げ

る処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を

理由としてする異議の申立てを

第七項の規定により異議の申立てを

することができる期間を経過した

ものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知った日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 そ

三 不動産等についての公告から

売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定に

より異議の申立てをする」とあるのと読み替えるものと

2 特別徵收義務者又は納稅者の財産を占有する第三者が特別徵收義務者又は納稅者の滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様と

3 情を知つて前二項の行為につき特別徵收義務者若しくは納稅者はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の四十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

3 第一項第三号に掲げる処分に関する異議の申立てを

一 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徵收法第一百四十二条の規定の例によつて行う

がないと認めるときは、この限りでない。

理由を明示しなければならない。

一 税契の決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却する

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

軽油引取税の特別徵收義務者又は納稅者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者

は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

第七百条の三十八の四 第七百条の三十八の二第一項第三号に掲げる

処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを棄却することができる。

一 その異議の申立てに係る処分に統一して行われるべき処分(以下本号において「後行処分」とい

る。)がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであ

り、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合

一 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徵收法第一百四十二条の規定の例によつて行う

理由を明示しなければならない。

2 前項の規定による異議の申立てを棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立てを棄却する

理由を明示しなければならない。

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

軽油引取税の特別徵收義務者又は納稅者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者

は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

第七百条の三十八の四 第七百条の三十八の二第一項第三号に掲げる

処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立てを棄却する

ことができる。

一 その異議の申立てに係る処分に統一して行われるべき処分(以下本号において「後行処分」とい

る。)がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであ

り、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合

一 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徵收法第一百四十二条の規定の例によつて行う

理由を明示しなければならない。

て答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う

道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを作成した者

第七百条の四十一を次のよう改める。

第七百条の四十一 削除

第七百条の四十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を

「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方

に該当する場合」を「納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百一条の五第二項中「第七百一条の十八第一項」を「第七百一条の十八第六項」に改める。

第七百一条の十六第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百一条の十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十ニ項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を

第七百一条の十八第一項中「第七項」を「第七項」とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を

第七百一条の十八第一項中「第七項」を「第七項」とし、同条第七項を

第七百一条の十八第一項中「第七項」を「第七項」に改め、同項を同条第六項中

「第二項」を「第七項」に改め、同項を

第七百一条の十八第一項中「第七項」を「第七項」とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を

第七百一条の十八第一項中「第七項」を「第七項」とし、同条第七項を

第七百一条の十八第一項中「第七項」を「第七項」とし、同条第六項中

「第二項」を「第七項」に改め、同項を

第七百一条の十八第一項中「第七項」を「第七項」とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を

第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

六項第一項各号に掲げるものにつくは、すでに他の地方団体の徴収金の、すなはち、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、差し押さえなければならない。

入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、差し押さえなければならない。

五 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、その処分が

若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該

差押によりすることができる。

前各号に定めるものの他入湯

税に係る地方団体の徴収金の滞納

処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百一条の十八の次に次の三条

を加える。

(滞納処分に関する異議の申立ての期限の特例)

第七百一条の十八の二 滞納処分に

徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに

に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

前項の規定は、異議の申立てに対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により起訴する」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

前号において「後行処分」といふは、すでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであ

り、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当ないと認められるとき。

一 その異議の申立てに係る処分に統いて行わるべき処分(以下本号において「後行処分」といふ)がすでに行われている場合において、その異議の申立てに係る処分の違法が軽微なものであ

り、その後行処分に影響を及ぼさざることが適当ないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合

で、その異議の申立てに係る処分を取り消すことが公共の福祉に

適合しないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供

され、その通知が到達しないことを含む)を

ついて次の各号に掲げる処分に関する

差分については、これに関する

通知が到達しないことを含む)を

理由としてする異議の申立て(前条第七項の規定により異議の申立てをする)。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに

に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに

に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに

に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

て滞納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときに、市町村長は、その異議の申立てを棄却することができます。

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

あつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときに、市町村長は、その異議の申立てを棄却することができます。

前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前項の行為につき特別徴収義務者又はその財産占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百一条の二十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同

条第一項を次のよう改める。

次の各号の一に該当する者は、

十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若くて答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場

合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若くて答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

項各号を削る。

第七百二条の第七第一項中「第十八条」を「第十七条の四」に改め、「若しくは充当加算金」を削る。

第七百六条の二第二項中「第十七条」の下に「又は第十七条の二」を加える。

第七百七条第三項中「第七百二十一項」を「第七百二十八条第七項」に改める。

第七百二十六条第二項を削り、同

条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百二十八条第九項中「第二項」を「第八項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」を「第八項」に改め、第七項を同条第十三項とし、同条第五項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同

条第一項を次のよう改める。

二 第七百一条の二十一 削除

第七百一条の二十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方

法により督促した場合、納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同

項各号を削る。

団体の徴収金を完納しないとにより指定期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納定期限までに

水利益地税等に係る地方団体の

徴収金を完納しないとき。

二 第二次納稅義務者又は保証人に

水利益地税等に係る地方団体の

徴収金を完納しないとき。

二 「納付又は納入の催告書」

とする。

3 水利地益税等に係る地方団体の徴収金の納定期限第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、地方団体の徴収金は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、地方団体の徴収金は、執行機関に対し、滞納に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 地方団体の徴収金は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものによる差押がされているときは、

その差押があつたことを知つた日から三十日を経過した日

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 そ

れぞれの公定期日等の交付期日

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 换価財産の買受代金等の配当 换価代金

四 换価代金等の配当 换価代金

第五百二十八条の四 第五百二十八

条の二第二項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞

納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法

ではあるが、次に掲げる場合に該

当するときは、地方団体の長は、

滞納処分を行なう場合においては、当該年度分の国民健康保険税額が確定する日までの間は、財産の換価は、することができない。

二 前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団体の

徴収金については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によ

る。

二 「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関する異議の申立て等(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第七百二十八条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関する異議の申立てについては、これに関する通

知が到達しないことを含む。」を理由としてする異議の申立て(前条第八項の規定により異議の申立てをすることができる期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかる第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければ、することができない。

4 (差押動産等の搬出及び換価の制限)

第七百二十八条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立てをしたときは、その異議の申立ての係属する場合は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

5 第一項第三号に掲げる処分に関する異議の申立て等(滞納処分に関する異議の申立て等の期限の特例)

第七百二十八条の四 第五百二十八

条の二第二項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞

納処分に関する異議の申立てがあつた場合において、その処分は違法

ではあるが、次に掲げる場合に該

当するときは、地方団体の長は、

その他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、

同項中「前条第八項の規定により

異議の申立てをする」とあるのは、

「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

6 第七百六条の二の規定によつて

損害を生ずるおそれがあるときそ

その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に統じて行われるべき処分（以下「後行処分」といふ。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

3 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

第一項の規定は、地方団体に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百二十九条第一項から第三項までを次のように改める。

2 納税者又は特別徴収義務者が財産を占有する第三者が納税者又は二十万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

3 紳税者又は特別徴収義務者に帶納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様と

する。

情を知つて前二項の行為につき

納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の徴役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百三十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のよう改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う地方団体の徴税吏員の質問に對し答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百二十八条第七項の場合において、國税徴収法第百四十二条の規定の例によつて行う地方団体の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものと呈示した者

三 第七百二十九条第一項から第三項までを次のように改める。

2 水利地盤税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その

3 第七百二十九条第一項から第三項までを次のように改める。

2 紳税者又は特別徴収義務者が財産を占有する第三者が納税者又は二十万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

3 紳税者又は特別徴収義務者に帶納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様と

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条、附則第八条第一項及び第二項並びに附則第十一

条の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基く処分又は手続の効力）

第二条 この法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前にこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）及びこれに基く命令（条例及びこれまでに基く規則を含む。）の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴取若しくは滞納処分の執行の停止又は申請、申請、納付若しくは納入の委託若しくは異議の申立その他の処分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律によつて改正後の地方税法（以下「新法」という。）及びこれに基く命令（条例及びこれに基く規則を含む。）の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）

第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行

第五条 新法第十三条の三及び第十四条の四の規定は、木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油又はその引取等に対し新法第十三条の三第四項に規定する地方税が課される物件がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

第六条 新法第十四条の七、第十四条の九から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の二十の規定

（地方税と他の債権との調整に関する経過措置）

第七条 この法律の公布の日から二年以内に納付した期間を通じて二年以内に猶予した期間を延長することができる。

（施行日前の公売等の猶予及び延滞金額等の免除の特例等）

第八条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、滞納者で次の各号の一に該当するもの（旧法においてその例によるものとされる國税徴收法（以下「旧國税徴收法」という。）第十二条ノ一の規定の適用を受けた場合における方団体の長は、その者の納付し、又

定する処分がされた場合について適用する。

（第二次納稅義務に関する経過措置）

第四条 新法第十二条第一項、第十一条の四から第十一条の八まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、この法律の施行前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金に係る第二次納稅義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

（旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収猶予の期間）

第五条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に猶予した期間を通じて二年以内に猶予した期間を延長することができる。

（徴収猶予の期間の延長の特例）

第六条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に猶予を受けた地方団体の徴収金が到来する地方団体の徴収金について、その納税者又は特別徴収義務者がその猶予を受けた期間

（木材引取税等に関する経過措置）

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に猶予した期間を通じて二年以内に猶予した期間を延長することができる。

（新法第十三条の三第四項に規定する地方税が課される素材若しくは軽油又はその引取等に対する強制換価手続による換価される場合について適用する。）

第八条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に猶予した期間を通じて二年以内に猶予した期間を延長することができる。

（新法第十四条の七、第十四条の九から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の二十の規定）

第九条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、滞納者で次の各号の一に該当するもの（旧法においてその例によるものとされる國税徴收法（以下「旧國税徴收法」という。）第十二条ノ一の規定の適用を受けた場合における方団体の長は、その者の納付し、又

の施行後に納稅者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記を

した財産について適用する。

（新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。）

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第十条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に猶予を受けた期間を延長することができる。

（新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定）

第十一条 この法律の施行前に当該配当手続が開始され

ている場合における方団体の徴収金と他の債権との調整について

（新法第九条の第二第四項の規定）

第十二条 この法律の施行後に相続があつた場合について適用する。

（新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定）

第十三条 この法律の施行前に当該配当手続が開始され

ている場合における方団体の徴収金と他の債権との調整について

（新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定）

第十四条 この法律の施行前に当該配当手続が開始され

ている場合における方団体の徴収金と他の債権との調整について

（新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定）

第十五条 この法律の施行前に当該配当手続が開始され

ている場合における方団体の徴収金と他の債権との調整について

は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧国税徴收法第八条後段に規定する事由があるときは、その猶予をした地方税に係る延滞金額及び延滞加算金額を免除することができる。

一 その財産の換価を直ちにするおことによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することができ、直ちにその換価をすると比して、滞納に係る地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 前項の規定による猶予は、旧国税徴収法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行の猶予とみな付し、又は納入すべきこととなす。

3 この法律の施行前に旧国税徴収法第十二条ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、新法第十五条の五の規定による差押財産の換価の猶予とみなす。

(還付金に関する経過措置)

第九条 新法第十七条の二第三項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充當をするに適することとなつた過誤納金に係る請求権について適用する。

2 この法律の施行前に過誤納金その他の方団体の徴収金に係る請求権につき新法第十七条の四第二項第二号に規定する差押又は仮差押がさるとき、その猶予をした地方税に係る延滞金額及び延滞加算金額を免除することができる。

れいるときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

(書類の送達に関する経過措置)

第十一条 新法第二十条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二十条の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

(期限の特例に関する経過措置)

第十一條 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行日の前日までににおいて、旧法又はこれに基づく条例の規定により定められてる休日には該当するときは、旧法又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

(第三者的取戻請求に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に旧国税徴収法第十四条の規定によつてした申出は、滞納処分に不服がある者の異議の申立とみなす。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置)

第十五条 滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する新法の規定によつてした異議の申立とみなす。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第十九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「第十六

条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項」を「第十六条第一項(第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項」に改め、「並同法第十六条の三第一項及第五項、第十六条の四第三項に改め、「並同法第二百二十二条の二第二項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル差押ノ解除」を削る。

(不動産登記法の一部改正)

第十六条 この法律の施行前にした

新法第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。)の規定により徴収する場合に該当する

ときは、同日)後であるときは、新法の規定にかかわらず、その督促状に係る地方団体の徴収金についでは、その指定期限を経過しなければ、差押をすることができない。

(第三者の取戻請求に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に旧国税徴収法第十四条の規定によつてした申出は、滞納処分に不服がある者の異議の申立とみなす。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置)

第十五条 滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する新法の規定によつてした異議の申立とみなす。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第十九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「第十六

条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項」を「第十六条第一項(第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項」に改め、「並同法第二百二十二条の二第二項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル差押ノ解除」を削る。

(不動産登記法の一部改正)

第十六条 この法律の施行前にした

新法第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。)の規定により徴収する場合に該当する

(法人税割等の徴収猶予に関する経過措置)

第十七条 新法第十五条の三の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業

年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税についても、なお従前の例によつては、新法第二百十八号の一部を次の規定を改正する。

第十四条の三第二項中「第十四

条の規定を、その取扱については同法第十七条及び第十八条の四までの規定」を「第十八条の三第二項から第十八条の三までの規定」に改める。

(港湾法の一部改正)

第十四条の三第二項中「第十四

条の規定を、その取扱については同法第十七条から第十七条の四までの規定」を「第十四条の三第二項から第十四条の三までの規定」に改める。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第二十二条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「第十六

条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項」を「第十六条第一項(第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六条の三第一項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二項、第十六条の七第一項」に改め、「並同法第二百二十二条の二第二項(同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル差押ノ解除」を削る。

(登録税法の一部改正)

第十九条 登録税法(明治三十四年法律第二十七号)による改正前の

一部を改正する法律(昭和三十四年法律第二十七号)による改正前の

地方税法の規定により滞納処分に

関する異議の申立てすることがで

きる日」とする。

(延滞加算金額の経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした

新法第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。)の規定により徴収する場合に該当する

第二十九条ただし書中「国税徴収法第二十三条第一項」の下に「又ハ地方税法第二十三第二項又ハ地方税法第十四条の十七第一項」を加え、「同条第一項」を「国税徴収法第二十三第二項又ハ地方税法第十四条の十七第二項」に改める。

三十三年法律第百九十二号)の一

部を次のように改正する。

第七十八条中「第十三条第三項及

び第四項、第十六条、第十六条の

三十三年法律第百九十二号)の一

部を次のように改正する。

第七十八条中「第十三条第三項及

び第四項、第十六条、第十六条の

三十三年法律第百九十二号)の一

部を次のように改正する。

第十三条国民健康保険法の一部改正

第十三条国民健康保険法の一部改正

第十三条国民健康保険法の一部改正

第十三条国民健康保険法の一部改正

第十三条国民健康保険法の一部改正

第十三条国民健康保険法の一部改正

第十三条国民健康保険法の一部改正

第十三条国民健康保険法の一部改正

三十三年法律第百九十二号)の一

部を次のように改正する。

八、第十九条、第二十条並びに第
二十二条を「第九条、第十三条の二及び
二、第二十条、第二十条の二及び
第二十条の四」に改める。

第七十九条第一項及び第二項
中「第十六条第一項」を「第十三条
の二第一項」に改める。
第八十条第一項中「第十六条第
一項各号（第三号を除く。）」を「第
十三条の二第一項各号」に改める。

理由

国税徴収法の改正と対応して、私
法秩序との調整を図りつつ、地方税
収入を確保することを基本とし、地
方税と抵当権等により担保される私
債権とが競合した場合における私債
権の地位を改善するとともに、国税
徴収法の規定の例によることによ
り、差押、換価、配当等の手続の整
備改善、関係者の保護、差押禁止財
産の範囲の拡張等を図るほか、納稅
の猶予に関する要件を緩和する等
の地方税の徴収制度の合理化を行
う必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

○黒金政府委員 地方税法の一部を改
正する法律案についてその提案理由と
その要旨を御説明申し上げます。

現行の地方税の徴収に関する制度は、
ほとんど明治時代に定められたままで、
若干の部分的な改正が加えられたま
で、とどまっているのであります。が、わ
が国の経済、社会の発展状況から見ま
して、また戦後の税制改正による租税
体系のはなはだしく変化いたしました
実情等にかんがみまして、国税及び地
方税を通じて全面的に再検討すべきこ
とが從前から強く要望されていたので
あります。このような事情から、政府
は、昭和三十年に租税徴収制度調査会
を設け、租税徴収制度の改正について
意見を求めたのであります。同調査
会から昨年十二月、三カ年にわたる慎
重な審議の結果答申がなされたのであ
ります。政府は、この答申に基き、國
税については、国税徴収法を全面的に
改正することとし、すでに本国会にそ
の改正案が提案されておりますが、地
方税についてもこれに準ずる改正を行
うこととし、この法律案を提出した次
第であります。以下、改正案の内容に
ついて御説明申し上げます。

御承知のように地方税の徴収につき
ましては、一般的な事項は総則中に規
定し、滞納処分に関する手続について
は、原則として、国税徴収法に規定す
る滞納処分の例によるが、各税目ご
とに所要の事項を規定しているのであ
りまして、改正案においても、この方
関係の二つに分れております。

総則の改正部分のおもな内容といた
しましては、第一に租税徴収の確保、第
二に私法秩序の尊重、第三に徴収制度
の合理化の三つをあげることができます。
第一は、租税徴収の確保に関する事
項であります。地方税は、地方固体の
財政需要をまかなう基盤をなすもので
ありますから、その徴収を確保する必
要があることは言ふまでもなく、また
地方税として住民に賦課されたものを
体系のはなはだしく変化いたしました
実情等にかんがみまして、国税及び地
方税を通じて全面的に再検討すべきこ
とが從前から強く要望されていたので
あります。このような観点から、この改正
案におきましても、従来通り地方税の
私債権に対する優先権を認めるととも
に、徵税機関による自力執行権を維持
することといたしております。

方税についてもこれに準ずる改正を行
うこととし、この法律案を提出した次
第であります。以下、改正案の内容に
ついて御説明申し上げます。

方税についてもこれに準ずる改正を行
うこととし、この法律案を提出した次
第であります。以下、改正案の内容に
ついて御説明申し上げます。

は、従来は地方税の徴収に際して何らの保
護も加えられていなかつたのであります。
第二は、私法秩序の尊重に関する事項であります。
私債権に対する優先権を認めるととも
に、徵税機関による自力執行権を維持
することといたしてあります。
意見を求めたのであります。同調査
会から昨年十二月、三カ年にわたる慎
重な審議の結果答申がなされたのであ
ります。政府は、この答申に基き、國
税については、国税徴収法を全面的に
改正することとし、すでに本国会にそ
の改正案が提案されておりますが、地
方税についてもこれに準ずる改正を行
うこととし、この法律案を提出した次
第であります。以下、改正案の内容に
ついて御説明申し上げます。

御承知のように地方税の徴収につき
ましては、一般的な事項は総則中に規
定し、滞納処分に関する手続について
は、原則として、国税徴収法に規定す
る滞納処分の例によるが、各税目ご
とに所要の事項を規定しているのであ
りまして、改正案においても、この方
関係の二つに分れております。

その一は、質権または抵当権と租税
との関係に関する事項であります。現
行制度においては、質権及び抵当権に
よって担保される債権は、その設定時
期が地方税の納期限より一年以上前で
あるものに限り、地方税に優先するこ
とになつてゐるのであります。これを
改めて、地方税の法定納期限以前に設
定期が地方税の納期限より一年以上前で
あるものに限り、地方税に優先するこ
とになつてゐるのであります。この改正によ
り、抵当権者等がその抵当権等の設定
の時ににおいて予測できない租税の発生
により不測の損害をこうむることを防
ぎ、取引の安全をはかつたのであります。
そこで、これまでのところは、地方税に優先する
こととなつたのであります。この改正によ
り、抵当権者等がその抵当権等の設定
の時ににおいて予測できない租税の発生
により不測の損害をこうむることを防
ぎ、取引の安全をはかつたのであります。
その二は、譲渡担保及び仮登記に
よって担保される債権と地方税との調
整に関する事項であります。前に述べ
した通り、抵当権等によって担保され
る債権に対し、租税の優先徴収権を制
限することとした反面、経済的実質に
おいて抵当権等と同一の性質を有する
譲渡担保によって担保される債権につ
きましては、抵当権等によって担保さ
れる債権と同様に扱うこととし、譲渡

その二は、先取特権及び留置権と租
税との関係に関する事項であります。
第三は、私法秩序を尊重する見地から質
権及び抵当権との権衡を考慮して、そ
れぞの地位に応じた適当な保護を加
えることといたしたのであります。
その三は、担保権付財産の譲渡と地
方税との調整に関する事項であります。
第三は、徴収制度の合理化に関する
事項であります。第三は、徴収制度の合理化に関する
事項であります。
その三は、担保権付財産の譲渡と地
方税との調整に関する事項であります。
第三は、徴収制度の合理化に関する
事項であります。
その三は、担保権付財産の譲渡と地
方税との調整に関する事項であります。
第三は、徴収制度の合理化に関する
事項であります。
その三は、担保権付財産の譲渡と地
方税との調整に関する事項であります。
第三は、徴収制度の合理化に関する
事項であります。
その三は、担保権付財産の譲渡と地
方税との調整に関する事項であります。
第三は、徴収制度の合理化に関する
事項であります。

議申し立ての期間、第三者の占有する差し押え動産等の搬出及び換価の制限等につきまして所要の改正を行ふことをいたしました。なお、その例による正法案の滞納処分手続においては、第三者の権利の保護をはかり、差し押さえ禁止範囲の合理化を行い、その他滞納処分手続の整備をはかるうとしているものであります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 次に本案について、政府当局より補足説明を聴取することといたします。金丸税務局長。

○金丸政府委員 ただいま政務次官から御説明を申し上げました地方税の徵収の手続に關します地方税法の一部を改正する法律案につきまして、補足的に御説明を申し上げたいと存じます。

まず第一に税の形式でござりますが、お手元に配付いたしてございます地方税法の一部を改正する法律案をちょっととごらん願いたいと存じます。

国税徵収法が全面改正になります関係で、地方税法の徵収手続に關します改正も相当広範囲になつて参るのでござります。御承知のように現在の徵収關係の規定は、地方税法では、たとえば住民税でございますとか、事業税でござりますとか、固定資産税でござりますとか、各税目ごとに滞納処分に關する規定を収めてございます。それ以外の一般的な徵収に關します規定を總則の中に規定いたしておるのでございま

す。今回の国税徴収法の改正は全部の改正でございまして、地方税法につきましても一つにまとめたらどうかとか、あるいは一ヵ所にまとめたら、いろいろな議論もあつたわけでござりますけれども、現在の体系は維持するという考え方のもとにこの法律案を作成いたしたのでござります。従いまして、住民税でございますとか、事業税でございますとか、いろいろな各税目中に規定されております滞納処分に関する規定は、それそれそのまま残しておきまして、それにつきましては、所要の規定の整備をはかる、いろいろな行き方をとつたのでござります。そいたしまして一般的な租税徴収に関する規定を総則の中に盛るという趣旨から、新たに国税徴収法の改正に伴いまして設けなければならぬ所要の規定も総則の中に設ける。滞納処分の手続の中から、徴収の猶予とか滞納公売等に関する手続の一部を総則の中に、滞納処分という處分から國稅の方でも抜くことにしてしまったので、それを総則の中に設けることにいたしましたのでござります。総則はそのようにいたしまして相当根本的に變つて参りますのと、規定が相當にこまごまござりますので、できるだけ府県の徴税の吏員、あるいは市町村の徴税の職員が、この改正法律案を理解しやすいようにするということを企図いたしまして、若干法律技術的には従来の考え方を一步進めまして、読む人が理解しやすいように法律案の改正の形式を考えましたらどうかということです。できるだけ全文改正という形式をとつております。あちらを直したりこちらを直したりいたしますと、読む人が非常に読み

づるうござりますので、できるだけ
とめて全文改正というような形で終
の規定は改めております。そしたらた
まして新たに第一節から第十三節ま
節をこまかに設けまして、納稅の義務
に關することから徵収、それから獎
効、雜則、罰則というよな体系を確
定するようにいたした次第でござります。
それでは次に内容について御説明を
申し上げたいと存じますが、非常に大
きな点いたしておられますので、法律案
自体によりませんで、お手元に配付申
し上げました法律案の改正の要綱の詳
明というものがござります。これによ
ましておもな点を御説明申し上げてお
りたいと思います。

方針の第一にござりますが、滞納の場合は原則として國税徴収法の例によることいたしまして、大部分の手続につきましては、現在の地
稅法は原則として國税徴収法の例によることいたしまして、大部
分の規定を悉くから独自に設けないで
國税徴収法の例によることいたしまして、大部
おるのでござります。この行き方は
来通りの行き方を踏襲する、こうい
ふうにいたしておりますわけござい
す。

以下、第二、要領から御説明を申
上げます。

第一は、地方稅は原則として他の
課、すなわち手數料とか、あるいは
用料とか、そういう他の公課及び私
権に対して優先する。こういふ原則
従来通り踏襲するということにいた
ております。御承知のように、國稅
優先しまつたり、地方稅や府県稅が
町村稅に優先したり、そういうよう
ことはございませんで、稅は、國稅
府縣稅、市町村稅とも平等なスタン
に立つ。こういう原則は維持するこ
とにいたしております。

二ページに参りまして、第二でご
います、が、地方稅の法定納期限以前
設定された抵当権、質権に対しまし
ては、地方稅を優先して徴収しない、
これは國稅も優先して徴収しない、こ
うことにいたしておるわけでござ
ます。これは、國稅が私債権に対し
優先するという従来の考え方と、そ
から私法秩序を尊重する、私債権を
きるだけ保護する、こういう両面か
らみ合せてこのよくな一つの原則
立てられたわけでござります。地方
と抵当権または質権によって担保さ
れておる私債権との関係を申しますと
従来は、地方稅の納期限、かりにあ

税の納期限が三月三十一日であつたと仮定をいたしますと、それより一年前に抵当権、質権等が設定をされておりまして、それが公正証書によつて證明されであります。こう、いろいろな場合におきましては、元來その私債権の方が地方税に優先するということになつておるわけでござります。しかし、一年前でございますから、抵当権、質権を設定いたしましたあとで、その設定者が地方税を滞納いたしました結果、その財産が滞納処分に付されるということになりますと、私債権者はせつかく一年以前に抵当権、質権等を設定しておるにもかかわらず、十分な利益を受け得ないといふことになりますので、今回は、税の納期限を基準にいたしまして、それより以前に質権、抵当権が設定されております場合には、その抵当権、質権によつて設定されておる債権の方が地方税に優先をする、そのあとであれば質権、抵当権は税に全く負けてしまう。こう、いうふうにして、税と私債権との優先するかしないかを、税の法定納期限によつて定めることにしたわけでござります。二ページの二行目にありますように、法定の納期限は、税によりまして四月とか六月とかそれぞれきまつておるわけでございますが、更正や決定が法定納期限後になされた場合には、法定納期限によることは適当でございませんので、その場合には納税告知書を発した日を基準にする。地方税につきましては、所得税または法人税の課税方針を基準として賦課するものがございます。この所得税を基準にするものは個人事業、住民税等があります。法人税を基準にするものには法人事業税があるわけでござ

います。こういふものは特別に地方税の法定納期限によらないで、所得税、法人税を基準といたしておりますから、それがきりますれば、自然に地方税の税額等もきますて参るわけでござりますので、これらの地方税については、これらの国税の法定納期限をその法定納期限とする。こういふにいたしておるわけでございます。

次は、三ページに参りまして、三でございますが、抵当権または質権が設定されておる財産が第三者に譲渡されました場合、譲受人の地方税はその抵当権や質権に対して優先して徴収しない、こういふことにいたしましたと同時に、その抵当権等が譲渡人の地方税に劣後するものであります場合には、財産の譲渡によって租税を回避する、そういう弊風が発生することを防ぎますために、当該抵当権等から譲渡人の地方税を徴収する、こういふようなことをいたしたいと考えておるわけであります。これは最高裁判所の判決が昭和三十二年にございまして、それによつて従来の考え方と違つて参りました関係から、立法的に解決をしよう、こういふ趣旨でございます。若干ごたごたしておりますから、四ページの表をごらんいただきたいと思います。

甲というものが納税人で、Aが甲の財

産に抵当権を設定しておる債権が百万円である。この甲が乙に自分の財産を譲り渡した。乙は甲から財産を譲り受けます場合には、すでに抵当権が設定されおることを承知の上でございましたから、乙が、納期限三月三十一日である地方税の滞納が六十万円あつたといたしました。こういふ場合に、乙の地方税は抵当権者等の債権に劣後する、

乙の方の地方税はAには勝てない。こ

ういふにはつきりと立法的に解決をしようといたすります。

次は五ページの例でございますが、

乙が財産を丙に譲り渡します。甲が乙

の財産に対しまして抵当権を設定しておつた。こういふ場合でございますが、乙が税金を六十万円滞納をいたしておる。租税は三月三十一日が納期限で、

抵当権は五月三十一日に設定をいたし

た、譲渡は七月の一になつておる、

こういふ関係だと仮定をいたすわけでござります。この場合、丙に財産が譲渡されておりますと、普通ならば乙の滞納いたしました地方税はかかつて参らなければなりません。ところが、これに公売に処したと仮定をいたします。そろすると、甲はその財産が百二十万円に売れましたので、債権百万円だけになります。これでござります。ところが、この財産を甲が自分の債権百万円のため百二十万円のうちから取れるということがあります。これは最もこの財産が乙から丙に譲渡されていなかつたと仮定をいたしますと、國税は、抵当権の方がこの税よりも劣後いたしますので、先に六十万円だけは取り得るわけでありますが、この場合は譲渡されておりますので、この抵当権の設定者は百万円の債権でござりますが、百二十万円に売れますが、甲といふのが納税人で、Aが甲の財産に抵当権を設定しておる債権が百万円である。この甲が乙に自分の財産を譲り渡した。乙は甲から財産を譲り受けます場合には、すでに抵当権が設定されおることを承知の上でございましたから、乙が、納期限三月三十一日である地方税の滞納が六十万円あつたといたしました。こういふ場合に、乙の地方税は抵当権者等の債権に劣後する、

乙の方の地方税はAには勝てない。こ

ういふにはつきりと立法的に解決をしようといたすります。

次は六ページでございますが、留置

権と先取特権につきまして、質権、抵

当権に準じて地方税を優先しないよ

ういふように、こういふ事項でございま

す。現行法では留置権、先取特権がす

べて地方税に劣後することになつてお

りますけれども、やはり私債権の保護

権や抵当権に準じて、法定納期限等に

よりまして、あるものは地方税が優先

をし、あるものは留置権や先取特権が

優先するようになつて、こういふ事項

でござります。

第五は、徴収猶予及び換価処分の猶

予の要件を緩和し、納税者の実情に即

した地方税の徴収を行ふようにによら

れます。徴収猶予の要件は、納税者が災害や疾病等の理由で税金を納

めることができない場合、あるいは法定

猶予といふ制度にいたし、その要件

等も緩和いたしまして、納税者が誠実

な意思を有すると認められる場合に

は、今申し上げましたような要件を全

部充足いたしませんでも、実際上の執

行猶予をするということになりますの

で、それに合せまして地方税法でも同

じように改正をいたそういたしてお

るわけであります。

次は十一ページの七でございます。

現行の同族会社及び財産の譲受人に

対しまして第二次納稅義務制度を合理化

するとともに、実質課税が行われまし

た場合等にも、この制度を適用するこ

とにしたい。その一は、現在第二次納

稅義務につきましては、徴収手続が規定

されたおりませんので、それを明確に

して権利を保護しようといふことでござります。

二は、現行法では同族会社

の株式または出資の取得、低額譲渡

または人格のない社団等の財産の払い戻しまたは分配が、地方税の納期限

の二年以前に行われた場合に、第

二次納稅義務を負わせることにしてお

りますのを、納期限一年前以降とい

うふうに國稅の方でいたしますので、

地方税法でもそのようにし、これは總

則の中に入れよう、こういふにい

たそくとしておるわけであります。

次は、譲渡担保と担保の目的でなさ

れてはいるが、この制度でございます。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十六号 昭和三十四年三月三日

は、この制度を拡充をいたしました。実質課税がありました場合の法律上の名義人、同族会社の行為計算の否認がありました場合の行為の相手方、共同的な事業を行なつております場合の特

第八は、滞納処分の手続につきまして、国税徴収法の規定が相当地方に改訂を加えられております。地方税におきましては、先ほど申し上げましたように、滞納処分につきましては、原則として、國税徴収法の例によるということにして、多くの規定は國税徴収法によりまして、よく必要な一部の規定だけを規定いたしておるわけでございます。

以下申し上げますのは地方税法に規定をしておるものではございません。國税徴収法の今回改正のおもな内容でございます。

第一は、差し押さえの禁止財産の範囲を拡充をすることによってござります。第二は、滞納者の生活を窮屈に陥れるおそれがある場合に、滞納処分の執行停止をするといふこととあります。第三は、抵当権その他の第三者の権利の目的となつております滞納者の財産の差し押さえは、滞納者の他の財産について行なつて、それで十分に税の徴収ができない場合、最後的に行なつておられます動産の差し押さえは、いたしております。第四は、第三者が占有でございます。第五は、第三者が占有でござります。第六は、第三者は、書類につきましては、その他の徴税の合理化たために関係規定の整備を行なうといふものでございます。第七は、第三者が占有でございます。その第一は、相続、まことに申しますけれども、第三

者は法人などの合併がございました場合は、権利義務を承継するわけでござりますが、相続の場合、被相続人の死亡の場合に限つて行なうこととして、かつ前払いの賃料につきましては租税に優先するようになります。第二は、共有物

させる、こういうふうにしようというのをございます。内容はもういろいろござりますが、これは説明を省略させていただきます。第五は、滞納者の財産の検索につきましては、原則として

その財産を占有する第三者の同意を得て行なう、こうしたことにして、特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配当する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手続を安定させる措置を講じて、買受人の保護をはかる手続が失敗に歸しました場合、買い受けた人が損をいたしますので、そういう場合には徴収機関が賠償するとか、そういうふうの規定を設けまして、買受人の保護をしよう。また、公売の手続ができるだけ各段階ごとに安定するように、異議の申し立ての制度を改めるといふにいたしておられます。第八は、徴税の合理化をはかりますとともに、滞納処分の手続をできるだけ細目に至るまで法律で規定をいたしまして、多くの人がこれによつて自分の立場を擁護できるようにしよう、こういう次第でございます。

第九は、その他の徴税の合理化たために関係規定の整備を行なうといふものでございます。その第一は、相続、または法人などの合併がございました場合は、権利義務を承継するわけでござりますが、相続の場合、被相続人の死亡によっては、全部に効力が発生するようになります。第二は、共有物

その他のいろいろこまかい事項でござりますが、規定の整備をいたそろといふのをございます。その結果、道府県の税、國税、公課または私債権の間の優先の關係について混亂を生じております。第六は、留置権、先取特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配当する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手續を安定させる措置を講じて、買受人の保護をはかる手続が失敗に歸しました場合、買い受けた人が損をいたしますので、

その他のいろいろこまかい事項でござりますが、規定の整備をいたそろといふのをございます。その結果、道府県の税、國税、公課または私債権の間の優先の關係について混亂を生じております。第六は、留置権、先取特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配当する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手續を安定

させる措置を講じて、買受人の保護をはかる手続が失敗に歸しました場合、買い受けた人が損をいたしますので、九ヶ月という期間を法律でございます。第六は、留置権、先取特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配当する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手續を安定

させる措置を講じて、買受人の保護をはかる手續が失敗に歸しました場合、買い受けた人が損をいたしますので、九ヶ月という期間を法律でございます。第六は、留置権、先取特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配当する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手續を安定

させる措置を講じて、買受人の保護をはかる手續が失敗に歸しました場合、買い受けた人が損をいたしますので、九ヶ月という期間を法律でございます。第六は、留置権、先取特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配当する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手續を安定

させる措置を講じて、買受人の保護をはかる手續が失敗に歸しました場合、買い受けた人が損をいたしますので、九ヶ月という期間を法律でございます。第六は、留置権、先取特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配當する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手續を安定

させる措置を講じて、買受人の保護をはかる手續が失敗に歸しました場合、買い受けた人が損をいたしますので、九ヶ月という期間を法律でございます。第六は、留置権、先取特權につきまして、先ほど御説明を申し上げましたように、税との優先の關係を規定することにいたしました関係上、質権、抵当権に準じてこれらに配當する規定を新たに設けておるわけでございます。第七は、公売手續を安定

○龜山委員長代理 次に、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたしまして審査を進めます。

この際、地方交付税法の一部を改正する法律案について、政府当局より補足説明を聽取ることといたします。奥野財政局長。

○奥野政府委員 お手元に地方交付税額ができないことを明確にいたしますとか、その他の徴税の合理化たために関係規定の整備を行なうといふものでございます。その第一は、相続、または法人などの合併がございました場合は、権利義務を承継するわけでござりますが、相続の場合、被相続人の死亡によっては、全部に効力が発生するようになります。第二は、共有物

になつておられます。第三は、書類につきましては、その他の徴税の合理化たために関係規定の整備を行なうといふものでございます。第四は、第三者が占有でござります。第五は、第三者が占有でござります。第六は、第三者は、書類につきましては、その他の徴税の合理化たために関係規定の整備を行なうといふものでございます。第七は、第三者が占有でござります。第八は、第三者は、書類につきましては、その他の徴税の合理化たために関係規定の整備を行なうといふものでございます。第九は、第三者は、書類につきましては、その他の徴税の合理化たために関係規定の整備を行なうといふものでございます。第十は、この改正法の施行期日でござります。附則の第一条に「公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。」こういうふうに申

京、大阪のようなところでありますと二十種地といふような区分の仕方をいたしておるわけであります。区分をいたしますに当りますは、一つは物価差で点数をつける、物価差を見るために暫定手当の支給地域の区分を用いています。第二には各地の平均価格によつて点数をつけております。第三には経済構造によつて点数をつけております。産業人口の中で第二種及び第三種の就業人口が多ければ多い歩合率に応じて高い点数をつけていくわけあります。第四には人口規模によつて点数をつけております。この四つの点数によつて一種地から二十種地までの区分をいたしておるわけでござります。

法律に定めております単位費用は従来十種地を基礎にして単位費用を定めて採用する職員も従来から学歴も若干低い、本俸も比較的安い、こういうよ

うなことでございましたので、それに応じた補正をやつて参つたわけであります。

平衡交付金制度、今の地方交付税制度、これができた際に多額な財源が増加すればこのようないい差を一挙に縮めることができます。しかしながら、必ずしもそろは参りません

でござります。二番目は、「道府県分段階補正について、規模の小さい県の経費が割高となる事情を反映させるため、段階補正係数を引き上げること」。府県の単位額を基礎にして需要額を算定するよりいた方がございませんので、このようないい差をやつて参つてきているわけでございます。しかし、こういうよ

うな差を縮めていくのが筋合いでござりますので、今回一種地から十三種地までは同じようにこの学歴差、本俸差

においては抜つていきたいという考え方を持つたわけであります。従いまして、農山村の多い地域、従来から行政施設のあまり進んでいなかつた地域は、結果的に種地が低いわけであります

ので、そういう団体には多額な需要額の増額が行われるということになつてゐるのです。御参考に現在の十三種地を県庁所在地について申し上げますと、浦和、新潟、金沢、岐阜、和歌山、鹿児島でございます。十四種地をこえまするところが、県庁所

在地で十五、六ござります。要するに半数以上のところに線を置いて、それ以下のところはみんなそこまで引き上げました、こういう考え方をつけてい

てきました。このようないい差をつけて、四十億円の財源の増額を行つたわけでござります。この四十億円の財源の増額は、従来から学歴差を縮めることができるのでござります。

三番目は「納稅義務者一人当たりの政需要額の増額ということになるわけ

です。この四十億円の財源の増額は、税費は、税額を測定単位として基準財政需要額を計算して参りました。しかし

ながら、納稅義務者一人当たりの税額が少いと徴税費ばかり割高になるわけ

でござりますので、密度補正をやつておるわけでござります。しかしながら、その度合が必ずしも十分じゃございませんので、現在の密度補正を二倍程度に引き上げたい。そうしますと、

第五は、「あるべき投資的経費及び消費的経費に要する財源を賦与するため、現実の施設を測定単位としないで、その他の諸費の測定単位として新たに面積を加え、これと、従来の測定單

位である人口について需要額の増額を算定しております限りは、これから道路をつけたいのだ、これから橋梁をかけたいのだというところの財政需要額が的確に算定されないわけがあります。そういうよろなところから、すでに

できている施設をとりませんで、これからどれくらいの投資額を必要とするかといふことを見ていただきたい

ます。そして、現実にどれだけ金を使つていいかと、現実にどれだけ金を使つていいかといふことになつて参るわけでござります。

四番目は、「公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金の一部を道府県の基準財政需要額を算定すべきだと思うのであります。しかししながら、一挙に理想的な線

まで持つていけませんので、先ほどもちょっと強めたい。人口の少い段階については、いる補正率を更に引き上げること。昭和三十年度までは地方団体に一

ぞだけ金を使つて、これを基礎にして一部は基準財政需要額を算定するという意味の改正を今回どんなん作つております。必要な橋梁の面積を基礎にして算定してお

ります。たとえば投資的な経費でいいますと、道路橋梁は何を基礎にして算定していくか、現在は現実の道路の面積や橋梁の面積を基礎にして算定してお

ります。しかし、財政力の弱い団体につきましては五〇%まで基準財政需要額に算入するという方式がとられている

いくといふような問題もございますので、人口を基礎にしてそういう需要額を算定するようにしていきたいといふことにいたしたわけでございまして、面積の新設によりまして、府県分で基準財政需要額の増額をはかる額が三十億円、市町村分について四億円でござります。それから人口を基礎にして算定して参ります基準財政需要額の増額が——今申し上げました意味における人口を基準にする部分であります。府県で五十五億円、市町村で三十五億円、合計いたしまして九十億円——ということになつておるわけでございます。

結果的に、人口を基礎にする部分につきましては、職員の昇給財源や初任給改定の財源というようなものがそれで算定されていくことになつています。

時指直法に基く特殊土壌対策事業費にかかる地方債の元利償還金を災害復旧費の測定単位の数値の中に算入するものとすること」でございます。昨年の改正によりまして、地盤沈下がありま

すとか、あるいは地すべりでありますとかいうような仕事に当てるために発行しました地方債の元利償還金は、公

共災害復旧事業費の半分程度の額にし

ておつた。それが三十四年度からもとに戻してしまいますので、その結果

起りますところの地方負担増をカバーするというよくなことになつて参ると考へておるわけでござります。

第六は、「農業行政費を増額するため耕地の面積にかかる単位費用を引き上げること」でございます。府県で農業に對して事業税が課せられていない

反面、米を生産してどんどん県外に移出しておるそなういふ團体の財政力が十分でない。従つて、県外移出米について何か助成金を交付すべきだといふよ

うな議論があつたわけであります。しかしながら、そういうことで助成金を出すことについていろいろ問題がございまして、またいろいろ掘り下げた議

論をして参りますと、農業県の必要な行政費が十分に基準財政需要額に見積られたいふことにはなりません。質疑の通告がありますので、面積を測定単位にして農業行政費を算定して参りますが、その結果、土地改良等の費用を今より十分に算定するようしたいといふことから、耕地の面積を測定単位にして農業行政費を算定して参りますが、その増額をはかることといたしたわけでございまして、その結果、土地改良の面積を測定単位にして農業行政費を算定して参りますが、その増額をはかることといたしたわけでございまして、六億円程度の増額に結果的にはなつて参るわけでござります。

第七は、「災害復旧事業費にかかる報償費を算入するため、警察費にかかる単位費用を引き上げることであります。その二は、消防行政、社会教育に伴う所要経費を算入するため、府県のその他の諸費、そこで市町村の消防行政、学校給食等にかかる職員の増加に伴う所要経費を算入するため、府県のその他の諸費、そこで市町村の消防行政の委託費でありますとか、あるは訓練のための経費でありますとか、いろいろな経費が見積られておるわけでございますので、三人程度の増員が行い得るよう単位費用を引き上げることを考へておるわけでございます。

市町村分のその他の教育費で、社会教育行政の費用を見積つておるわけでござりますので、人口三万以上の市町村については、社会教育主事が一名ずつ増員できるよう考へておるわけでござります。小学校費につきましては、児童九百人について一人の学校給食費の経費を算入しておりますのを、二人に算入するよう改めたいと考へておるわけであります。かような意味で単位費用を引き上げておられます。その三は、

○黒木委員長 次に、引き続き質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。佐野憲治君

○佐野委員 だいぶ時間も経過いたしましたので、細部の問題につきましては後日に譲つて、本日は総括的に

減税あるいは起債の総額、これらに対する細部の折衝が非常に熱心に行われていることを新聞によつて見たわけですが、それが一段落いたしましたが、それらが一段落いたしましたが、それは逆じやないかと思う。地

方財政計画が政府の手によって成つて、二月三日に決定されました。こういう経緯を見て参りますと、私は、これは逆じやないかと思う。地

方財政計画の原案ができる、それを中止して減税をどうする、起債の総額はどうあらねばならないか、こういうことが論議されるべきではないか。かよ

うに考へておりますし、法の建前もそなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

うなつて、どうして逆な方向をたどられたのかよ

○黒金政府委員 ただいまお話しの点でございますが、ことしかなり減税が大幅でありましたから、これを中心にお考えになるのもごもっともかと思いますが、それのみならず、あるいは補助率の問題でありますとか、いろいろ国と地方との間に金の出入りがござります。國の方の所得税の減税をございましょうし、あるいは入場税の減税もございましょうし、一方におきましては、今御指摘のありましたように、また今詳細説明を申し上げましたように、交付税率の引き上げもございましょうし、そういう全般の問題を念頭に入れながら、来年度の地方の財政がどうなるか、どんな姿でやっていかれるか、これを絶えず念頭に入れまして、國の予算編成に当りましては仕事をして参つたような次第でありますて、今御懸念のありましたよな本末転倒ということはないんじやないか、私はかよろに考えております。

神から考えてみても、政府の今とつておる態度を改めてもらいたい。私はかように考へるわけですが、その結果として具体的にどのよしな矛盾が出てきておるか、その結果として組まれておる地方財政計画の内容につきましては、いずれ別の機会に質疑が行われるじやないか、こういふ点を指摘する程度にとどめて次の点に入りたいと思います。

第二の点といたしまして、財政収入の見地から見て参つて、公平、平等の原則、あるいは地方自治の立場から見た自主性といふ問題に関連するわけであります。自治庁が出しておられます地方税制の現状と運営、この資料を読ませていただきましても、固定資産税あるいは電気ガス消費税等に関する非課税措置によつて、地方税の減税は三百七十五億円を上回つておる。あるいは国税の租税特別措置法による地方税の減収見込みは百八十一億円、合せますと、五百五十六億円といふ膨大な措置がなされておるわけですが、こゝへどうことに対しまして、特に非課税規定だとか特別課税の規定といふのは、今申しました原則から考えて整理されべきじゃないか。こういうことと、もう一つは、こういう税法によつて特定の産業あるいは特定の事業を保護するという政策は非常に不明朗なものを持うちやないか。行政上の措置としていることはそれぞれの理由があげられておりますが、しかしながら、それらのものは行政面においてやつてい

くべきであつて、租税の面から特定の産業、特定の業界に対するこういう規定を設けておくといふこと自身が、私は不明朗な問題を惹起しておる原因じゃないかと思う。もう一つ見主性といふ観点から考えて参りましても、所得税、法人税において明確に把握されているにもかかわらず、法律によつて課税を免れる。こういう規定を設けるということとも、自主性を阻害するという意味からやはり整理されるべき問題じゃないか、かように考えるわけであります。その点は、しばしば地方制度調査会において出した意見書を見て参りましても指摘されておるにかかわらず、大資本擁護の政策がどうして取り除かれないのであるのか、これらに對するお考え方をお聞かせ願いたいと存ります。

するものもあるんじゃないいか、いろいろな問題があらうかと存じます。ことの議会に提出する改正案の中にも、そういう点まで突き進みまして検討を加えたい考でおつたのであります。が、十分な時間もございませんでしたために、この問題は今後の慎重な検討に譲ることにいたしております。今お説のよくな点につきましても、今後二分に検討いたしまして成案を得たいと考えております。

○佐野委員 原則論となつて参りますと、今の議論のやりとりになりますけれども、具体的に固定資産税の場合における問題あるいは電気ガス消費税の適用、こういう点を具体的に見て参りますと、やはり公平の原則から考えて納得いかないというのが非常にたくさんあると思う。いずれまた具体的な税法の細目の質問のときにいろいろ指摘されると思いますけれども、そういう点については、非常に納税に対する不信感を抱いている。大資本を優先して、しかも零細な税目までも探し求めおる今日のあり方に對して、非常に疑惑を持つておると思う。こういう点から、私は今国会におきまして自治庁側からも当然提案をされるものだと、実は期待いたしておつたわけでありますけれども、何らその点に触れておられないのは非常に遺憾だ。かように考えるわけですが、この問題に入りましたときに具体的な問題についてまた質疑を行いたいと思います。

続いて、事業税に対しまする考え方と申しますか、これに対する見解をこの機会に明らかにしておいていただきたいと思います。いろいろと課税標準をめぐりまして、外形標準がよいが取

益標準がよいか論議されておるわけであります。これらに對しまして私はいささか心配と申しますが、そういう考え方があるかどうかということをお聞きしておきたいと思います。日本租税研究協会から出しておる第十回研究大会の地方財政と地方税体系に対する議長報告の中、大村府県税課長さんが、近き将来において流通税としての付加価値税または売上税の導入等が検討されておるということを指摘しておられるわけですけれども、この点につきまして現在どういう考え方を持っておられるか。いわゆる収益標準か外形標準か。これは古くから新しく論議されるべき問題でもあります。ようけれども、これらに対する現在の考え方は体どうなのか。政府内部においてそういう付加価値税あるいは売上税の租税といふものは具体的に検討されておるのかどうか、この点についてお聞きしておきたいと思います。

ておりますが、こういった調査会を通じまして慎重な審議が今後加えられることを期待いたしておる次第であります。

○黒金政府委員 率直に申しますとならば、今のところは農業に關係いたしまる事業税を行おうということは考えておりません。

○佐野委員 この点につきましては、前にも資料をお示ししたと思いますが、非常に問題を含んでいるのではな
いません。御了承を願いたいと思
います。

る。これぐらいの準拠税率ができた
じゃないか、それによつて不合理は是
正されているじゃないかと言われます
けれども、実際富山なら富山の県庁で
調べてみますと、準拠税率を使つてい

も、これ以上の税金は無理じゃないかと
いうことから免除しておる層に向つ
てまで、応益原則という名のもとに租
税の財源をあさつておる。そういうも
のの特徴的な例は、この住民税の場合

○佐野委員 附加価額税がいかに悪法であるかは、シャウプ勧告に基いて政府案が提案され、国会が紛糾したことを想起しても大きな問題だと思います。ですから、非常に慎重に検討される必要があるのじやないか。大阪にお

ましたが、次に市町村民税における課税方式の選択制の問題ですが、十月の臨時国会におきましても私は指摘して御検討をお願いし、また誠意をもって検討したい、かようにお答えになつておられたわけです。それから、地方制

いか。たとえば富山県という一つの県を見ましても、政府の町村合併促進の名によつて、原始産業をもつて構成されている一つの郡があげて一つの市になつた。こういう珍しいケースもありますけれども、その隣には高岡市がありまして、このままでは、高岡市が負担するところだけは、たゞたけであつて、あとは全部準拠税率をもつて特別交付税を経過措置として恩恵を受けるよりも、このまま取らなくてはいけないのだ、こういうように地方財政が窮屈しておると思

じしないか。これは人頭書で取つてねる。ほとんど生活線すれすれの、政府の厚生白書にもある一千二百万人に近い低所得者を遠慮会釈なく地方税法の対象として取つておる。まさしく封建的な人頭割という性格を持つものを取

いてそういうようなことが自治庁の課長から見解として述べられておるところは、非常に衝撃を与えておるんじゃないかな、非常に大きな問題だと思いますので、念のためにお尋ねしたわけです。

度調査会からの十一月二十九日に出しております地方財政に関する当面の措置についての答申にも、この点について取り上げられていると思いますが、これに對して、なぜこの国会におきまして、非常に矛盾に満ちており、しかる寸間における貿易の下落——同

れども、しかしながらそれは氷見市と近接いたしておる。そういう中にあって、同じ条件のもとににおける納税者に対する税金が非常に違っている。それは二十五万円の所得層で、扶養家族五人の者が、高岡市に場合こま五百四十

えます。窮迫しているから取れるだけ取るのだといふような考え方では、租税負担能力の限界から考えて、非常に大きな問題ではないかと考えるわけでありますし、特に減税問題が大きくなり上げられていく国税において、減税しなければならない最低課税の限度は

り入れておる。町村民税に対する所得割といふものは、そういう低所得者に財源を求めておる。その上に、これらの方に最も押しかかってくるものは教育費である。貧乏人も金持もひとしく小学校に学ぶ以上、教育に対する負担金を取られるし、後は会員費、学校建築費

それからこの事業税に農業課税を抜大するということが三十二、三十一、三十
二年度にわたって地方制度調査会から
答申が出ておるわけであります。これ
に対する政府の見解はどうですか。
○黒金政府委員 ただいまの農業に關
しては既述のとおりであります。

一納税者が地城市町村を異にするところによって、同一条件であるにもかかわらず非常に激しい不均衡を来たしてい。る。こういう点につきましては納税不振の原因ともなりますので、すみやかに是正する必要がある考ふべきこと

円で済む。水見市の場合におきましては五千四百円、十倍の税金を払わなければならぬ。こういう近接地域において、同じ会社に勤めておる労働所得者にとりますれば、このようなおかしな差が出て参るといふことは、いろいろな場合において取り上げられているから、こういう点がしきりに地方財政の運営において取り上げられておるが、政府も減税を公約いたしたと思います。しかししながら、現実的に困る事態あるいは町村の財源、こういう租税

費、それから水利使用費などの水利関係における問題、いろいろな形において取られる。あるいはまた町村合併によつて町村はなくなつたけれども、新しい部落協議会とか自治会、町内会、こういうよくな形のものをみずから手

して事業あるを及ぼすかどうかといふ問題につきましては、今後とも慎重に検討いたしたいと存じます。今これをするかしないかということは、まだ研究を十分にいたしておりませんので申上げかねますが、その委員会の答申その他につきまして十分検討いたして参りたいと思います。

受け取つたわけですが、なぜ今度の国会の税法改正でこの点に触れられなかつたのか、その理由をこの機会に明かにしておいていただきたい。

○黒金政府委員 この問題につきましては、だんだん御意見があると存じます。ただいろいろと地方の実情にもよりまして、まだ今までの沿革的な理由

るな意味において納税者に対する不信を高めるとと思われますが、こういふ面から考えれば、この問題は随所にあると思います。だからこそ地方制度調査会も取り上げておるわけであります。ですから、こういふ間違っている選択方式で、地方の自主性を尊重しょうじゃないかと言われるけれども、尊と並びに公租公課あるいは寄付金あるいは負担金と申しますか、法令による負担金、こういふものを作算いたしましたと、膨大な金額になるわけであります。国が、三十万円以下に対して、これは一つのブルジョア的な意味における負担公平の原則の限界だと考えて、今日減税案を出しておる。しかしながら

○佐野委員 いつも問題がありますと、調査会の意見を聞いてから、調査会の答申を見てから答弁される。答申が出てきますと、これに対して遺憾ながら、遺憾ながらと言う。われわれは見解を明らかにするのが当然だ、かように考へるわけです。

もんぢい、まして、早急に一本にする」とはなかなかむずかしい。やはりおのの市の町村におきましての自主性も考えていかなければなりませんし、まだなかなかこれを一本に統一していくところまで、率直に申しまして踏み切りがつかなかつたもので提案をいたしました。

重しているのではなくて、どうもしょ
うがないから一番高いところから取る
うじやないかという形をとつて参つて
いる、第一方式ただし書きで多く取ら
れているわけですが、これによりまし
ても、実態を調べて参りますと、ほと
んどめちゃくちゃの税率をかけてい
ら、それ以下のものは原則的にとること
ができるないといふ政府の考え方だ
立っているにもかかわらず、地方税にお
いては逆に、そういう三十万円以下の方
に税金がしわ寄せをされてきておる。
あるいは町村民税の場合におきまして
も、国の社会保障政策上から考えて

ませんが、低額所得者にこのような五つの中の選択制を設けること、それが選択制だ、地方自治だと、言葉は美しいけれども、現実においては貧乏人から取り立てるのだ。こういう無責任な税法を残しておくことは、地方の自主性とはちつとも関係がないのじやないか。早

これを一本化する。単に市町村民税だけではなくて、これにたよっておる県民税にもこの矛盾が反映しておる、ますます拡大されて参つておる。こういうような現状ではないかと思いますので、これらの点に対し、自治庁としては真剣に取り組んでおるのかどうか。取り組んだけれども間に合わなくて、今度の税法改正には出なかつたのだ。しかし一応どの程度までその問題に対する研究が進んでおるのか、これらに対し説明を願いたいと思ひます。

○黒金政府委員 今御熱心な御質問がございましたが、確かに選挙制のため異なる方式をとつておりますれば、その団体相互間では不均衡と申しましようか、負担が違つて参ることは事実でございます。でき得るなら一本にしました方がいいだらうと思いますが、しかしまった一面から見ますと、それぞれ給与所得の多い場所もありましょく、農業所得の多いところもありますし、農業所得の多いところもありますし、そういう点から見まして地方の実情はいろいろとござります。同時にまた地方の歳入歳出関係でもおの

にして当面の措置を求められて、当面の措置として答申をした。それはどう矛盾、不合理、不均衡があるといふのであります。取り上げられてやつてあるのに、これまで研究してみると、沿革がどうのというようなことを言つておられる。十月の臨時国会におきましては、銳意それらの御趣旨に沿うように作業を進めていたと言われたから、もう出るかと思えば、まだ出てこないといふのはちょっとおかしいのではないかと思ひますが、それらの点はまた後日にお伺いいたします。

○黒金政府委員 次に固定資産税の評価の問題です。が、前回門司委員からもいろいろな角

度からそれらの問題を取り上げておられましたけれども、確かにこれらの評価機構の確立基準を徹底させること、町村間の評価の均衡を確保すること、これらは非常に大きな点ではないかと考へるわけです。特に同じ住民にいたしますれば、皆さんに考えておられるほど國、地方といふものを分離して考へていい。生活の豊かさを求めて明争戦後を通じましてその評価に適当な機会がなかつたり、いろいろな関係がございまして、区々になつていることはまさにことに遺憾なことでございます。従いまして政府といたしましても、今はまだ地方の歳入歳出関係でもおの

おの団体ごとに違つておりますので、今一気に、今までやつておられます沿革をすべて改めてしまつて、一本にすることはほかいかがなものか。いろいろ研究はいたして参つたのでございますが、いろいろ一利一害もございます。今まで次第であります。この点は御了承を賜わりたいと思います。

○佐野委員 その場合におきましてもおかしいと思うのです。予算編成を前

もそれが地方自治侵害にはならないと思う。住民に対して最もわがりやすく、手つとり早くかないで、國においてもかわらず、また地方においてもばらばらである。こういうようなことは最も戒むべき点ではないか。それらの点がしばしば指摘されているにもかかわらず、今日までこれが一元化をはかられないのはどこに原因があるのですか、その点をお尋ねしておきたいと思います。

○黒金政府委員 今の点は、あなたの点をお尋ねしておきたいと思います。おつしやるとこもまことにごめんなさい。たとえば国税においてもだと思います。たとえば国税においてもおつしやる登記の関係なり、あるいはまた相続税の関係なり、固定資産税の関係、そいつたものの評価がぴつたり合いまして、しかも現在の資本主義に合つた時価で評価される。その間に不均衡がないことが最も望ましい姿でございまして、今まで調査する人が違つておりました。また同時に、戦争戦後を通じましてその評価に適当な機会がなかつたり、いろいろな関係がございまして、区々になつていることはまさにことに遺憾なことでございます。従いまして政府といたしましても、今はまだ地方の歳入歳出関係でもおの

おの団体ごとに違つておりますので、今一気に、今までやつておられます沿革をすべて改めてしまつて、一本にすることはほかいかがなものか。いろいろ研究はいたして参つたのでございますが、いろいろ一利一害もございます。今まで次第であります。この点は御了承を賜わりたいと思います。従いまして、多少

いろいろ点に対してもっとこれを一元化する、あるいは場合によっては委託事務制をとってもいいのではないか、何

○佐野委員 さつそく熱心に研究されながら、できるだけすみやかに一元化をはかることが今非常に大切ではな

いからと思います。小さいような問題であります。取り上げられてやつてあるのに、これ

をしておられる方、それは皆さんに指摘いたしますと同時に、國と地方団体間における事務分配の合理化と負担区分の適正化、この二つをもつと明確にしなければ、いつまでたっても地方財政の混亂は続きますし、そうした中に

おつしやるとこもまことにごめんなさい。早急にこれらに対する一元化所によつて評価の基礎になる価格が

おつしやるとこもまことにごめんなさい。たとえば国税においてもおつしやる登記の関係なり、

私は最後に、それらの税制に対して

国においていろいろ検討されるなら

ば、やはり根本的に現在の租税体系自

身が一体どうなつておるか。それから個々のそれぞれの税を見てみると、いろいろ皆さんのお聞きもし、

調べまして、それぞれやはり一つの体系があると思います。しかしながら、

それらの体系がばらばらである。相互補完性をもつて考えてみると、結局それ

は、大資本に対する租税の回避などとい

うことが巧妙に組み立てられておる。意識するとせざるとは別といたしまし

いか。そういう点に対しましても、根柢的なメスを今こそふるわれなければ

ば、非常な不均衡と矛盾といふものは

ますます拡大し、地方財政の困難化と

相待つて、住民の地方自治に対する不

信、地方自治に対したよることがで

きないといふ気持をますます強めてい

く原因になるのではないか。これらの

点を一応申し上げて、時間もおそいよ

うですから本日の私の質問は一応終ら

していただきます。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

に、大資本を中心として租税体系が

できておるが、それは根本的に作り変えられなければならないのではない

か。こういう点を強く私は皆さんに指

摘いたしますと同時に、國と地方団体

間における事務分配の合理化と負担区分の適正化、この二つをもつと明確に

しなければ、いつまでたっても地方財

政の混亂は続きますし、そうした中に

おつしやるとこもまことにごめんなさい。

私は最後に、それらの税制に対して

国においていろいろ検討されるなら

ば、やはり根本的に現在の租税体系自

身が一体どうなつておるか。それから個々のそれぞれの税を見てみると、結局それ

は、大資本に対する租税の回避などとい

うことが巧妙に組み立てられておる。意識するとせざるとは別といたしまし

いか。そういう点に対しましても、根柢的なメスを今こそふるわれなければ

ば、非常な不均衡と矛盾といふものは

ますます拡大し、地方財政の困難化と

相待つて、住民の地方自治に対する不

信、地方自治に対したよることがで

きないといふ気持をますます強めてい

く原因になるのではないか。これらの

点を一応申し上げて、時間もおそいよ

うですから本日の私の質問は一応終ら

していただきます。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会

昭和三十四年三月七日印刷

昭和三十四年三月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局